

産業建設常任委員会審査日程

日 時 平成29年3月13日(月)
午前10時～
場 所 第2委員会室

審査内容

- 1 議案第25号 平成29年度山陽小野田市水道事業会計予算について(水道局)
- 2 議案第26号 平成29年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について(水道局)
- 3 議案第36号 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について(水道局)
- 4 議案第16号 平成29年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について(都市計画課)
- 5 議案第21号 平成29年度山陽小野田市下水道事業特別会計予算について(下水道課)
- 6 議案第22号 平成29年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算について(下水道課)
- 7 所管事務調査 山陽小野田市下水道事業経営戦略について(下水道課)
- 8 議案第20号 平成29年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について(農林水産課)
- 9 議案第34号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について(商工労働課)
- 10 閉会中の継続調査事項について

平成29年度 水道事業会計予算 補足説明資料

(単位：千円)

1 収益的収入及び支出 (予算書 P1第3条、実施計画P6～7、損益計算書P17、明細書P21～28)

区分	予算科目	平成29年度		平成28年度	比較増減	備考 ※数値は当初予算比較増減、() 内数値は予算計上額	
		金額	構成比	金額	金額		
収益的収入	水道	給水収益	1,374,549	91.4	1,346,153	28,396	H27' 決算実績比98.1%
		受託工事収益	2,021	0.1	2,122	-101	下水関連(3本)、県河川(1本)
		他会計負担金	19,385	1.3	6,957	12,428	下水移設負担11,390、下水コンビニ収納754、児童手当284
		その他営業収益	32,270	2.1	29,041	3,229	加入金3,167、下水道料調定収納受託料(20,520)
		受取利息	822	0.1	588	234	普通・定期預金利息
		長期前受金戻入	59,285	3.9	59,835	-550	非現金
		その他雑収益	437	0.0	55,408	-54,971	工・簡水負担△2,918、消費税還付△52,093(皆減)
	簡水道	給水収益	1,529	0.1	1,518	11	H27' 決算実績比93.5%
		他会計補助金	10,073	0.7	10,186	-113	利子補給△113(1,073)、収支不足(9,000)
		長期前受金戻入	743	0.0	884	-141	非現金
		その他雑収益	5	0.0		5	
		特別利益(簡)	2,068	0.1	1,955	113	非現金(過年度減価償却対応分)
	合計 (A)		1,503,187	100	1,514,647	-11,460	
	収益的支出	水道	給料	187,864	13.7	188,509	-645
手当			86,878	6.3	87,032	-154	(一部は引当金 23,395を充当 ※損益外 予算書P19参照)
賞与引当金繰入額			28,375	2.1	27,142	1,233	内訳：手当(23,882)、法定福利(4,493)
法定福利費			53,852	3.9	58,157	-4,305	(一部は引当金 4,355を充当 ※損益外 予算書P19参照)
退職給付費			26,097	1.9	20,431	5,666	退職1名(6,013)、引当(20,084)
賃金			13,522	1.0	10,952	2,570	臨時職員(7人)
印刷製本費			2,298	0.2	4,306	-2,008	コピー使用△1,144
委託料			58,371	4.3	59,375	-1,004	森響水△767
賃借料			1,977	0.1	2,668	-691	電話機賃借△639
修繕費			119,184	8.7	126,145	-6,961	原水浄水△26,916、配水14,448、給水719、業務4,788(コンビニ収納2,440)
動力費			60,574	4.4	61,131	-557	(実績*1.1～1.2)
薬品費			21,525	1.6	22,443	-918	PAC・次亜塩素・活性炭(購入単価減)
水質検査費			4,187	0.3	4,937	-750	分析機器点検整備
負担金			41,008	3.0	27,046	13,962	ダム水源関連16,540(38,518)、退職金負担△1,533(皆減)
受水費		52,099	3.8	52,135	-36		
受託工事費		1,944	0.1	2,052	-108	下水△324(1,728)、県河川改修関連216(皆増)	
貸倒引当金繰入		1,300	0.1	1,759	-459	未収水道料金対応	
減価償却費		442,647	32.3	379,964	62,683		
資産減耗費		10,000	0.7	10,000	0		
その他の費用		34,258	2.5	33,976	282	通信運搬費683、手数料597、備用品費△672	
支払利息		77,416	5.6	85,991	-8,575	企業債利息	
消費税	22,129	1.6		22,129	税額控除課税仕入れの減(前年度は還付)		
特別損失	100	0.0	100	0	未収水道料金不納欠損		
簡水道	給料	2,635	0.2	2,537	98	職員1人 給与明細書(予算書P10～12参照)	
	手当	1,278	0.1	866	412	(一部は引当金 316を充当 ※損益外 予算書P19参照)	
	賞与引当金繰入額	387	0.0	350	37	内訳：手当(325)、法定福利(62)	
	法定福利費	791	0.1	770	21	(一部は引当金 59を充当 ※損益外 予算書P19参照)	
	退職給付費	135	0.0	127	8	引当金繰入額	
	修繕費	1,620	0.1	2,170	-550	送配水管	
	減価償却費	3,462	0.3	3,696	-234		
	その他の費用	3,205	0.2	3,698	-493	負担金△517、水質検査費△113	
支払利息	1,073	0.1	1,186	-113	元利均等償還により利息減・元金増		
予備費	10,000	0.7	10,000	0			
合計 (B)		1,372,191	100	1,291,651	80,540		
損益	税抜収入合計 (A)'	1,398,656		1,360,196	38,460		
	税抜支出合計 (B)'	1,321,388		1,262,995	58,393		
	差引損益 (A)' - (B)'	77,268		97,201	-19,933		

純利益77,268 - 非現金収入62,096 = 現金性損益15,172

2 資本的收入及び支出 (予算書P2 第4条、実施計画P8、貸借対照表P19~20、明細書P29~31)

区分	予算科目	平成29年度		平成28年度	比較増減	備考 ※数値は当初予算比較増減、()内数値は予算計上額
		金額	構成比	金額	金額	
資本的収入	上 企業債	440,000	95.1	1,148,000	-708,000	建設改良原資 ※予算書P2 第5条参照
	水道 工事負担金	19,987	4.3	23,259	-3,272	下水関連△5,372(11,691)、消火栓5,000(6,496)、県△2,900(1,800)
	建設費補助出資金	0	0.0	34,750	-34,750	廃目
	簡 他会計補助金	2,508	0.5	2,395	113	簡易水道企業債償還元金分
	合計 (C)	462,495	100	1,208,404	-745,909	
資本的支出	上 浄水場施設費	132,840	12.4	838,037	-705,197	鴨庄改修(123,660)、送水管改良(132,624)、配水管改良(397,980)、消火栓新設ほか
	水道 送水施設費	132,624	12.4	319,113	-186,489	
	配水施設費	406,098	38.0	465,403	-59,305	
	庁舎施設費	0	0.0	19,204	-19,204	
	水道 事務費	23,818	2.2	30,559	-6,741	職員給与1,059(1名7,054)、委託△9,424、賃借1,620
	営業設備費	24,392	2.3	20,148	4,244	公用車、濁度計、監視装置ほか
	償還金	335,482	31.4	271,383	64,099	企業債元金償還
	簡水 償還金	2,508	0.2	2,395	113	企業債元金償還
	出 予備費	10,000	0.9	10,000	0	
	合計 (D)	1,067,762	100	1,976,242	-908,480	
差引収支不足額(C)-(D)		-605,267		-767,838		
補てん財源		605,267		767,838		
内訳	当年度消費税資本的収支調整額	52,795		124,926		
	当年度損益勘定留保資金	455,609		391,984		
	減債積立金	96,863		233,688		
	建設改良積立金			17,240		

平成29年度 工業用水道事業会計予算 補足説明資料

(単位：千円)

1 収益的収入及び支出 (予算書 P32第3条、実施計画P36、損益計算書P46、明細書P50～52)

区分	予算科目	平成29年度		平成28年度	比較増減	備考 ※数値は当初予算比較増減、()内数値は予算計上額
		金額	構成比	金額	金額	
収益的収入	給水収益	291,499	97.9	291,499		
	その他営業収益	40		840	-800	児童手当(一般会計)
	受取利息	2,023	0.7	1,782	241	
	長期前受金戻入	3,913	1.3	3,967	-54	非現金(当年度減価償却のうち補助金等相当額)
	営業外雑収益	267	0.1	302	-35	
	合計 (A)	297,742	100	298,390	-648	
収益的支出	給料	43,653	15.7	43,080	573	給与明細書(予算書P39～41参照)、職員高齢化52.0→54.1歳
	手当	18,037	6.5	18,843	-806	(一部は引当金5,815を充当 ※損益外 予算書P48参照)
	賞与引当金繰入額	6,906	2.5	6,743	163	内訳：手当(5,779)、法定福利(1,127)
	法定福利費	13,275	4.8	13,669	-394	(一部は引当金1,124を充当 ※損益外 予算書P48参照)
	退職給付費	4,629	1.7	6,425	-1,796	退職1名分(1,061)、引当金繰入(3,568)
	委託料	4,037	1.5	3,753	284	高圧電気回路点検405
	修繕費	5,508	2.0	5,832	-324	高圧電気回路点検△324
	動力費	47,126	16.9	46,642	484	
	負担金	23,700	8.5	14,978	8,722	厚東ダム11,383、退職金一般会計負担△271、空調機・庁内ネットワーク△2,264
	受水費	58,311	21.0	58,311		
	減価償却費	30,391	10.9	30,362	29	
	資産減耗費	1,000	0.4	1,000		固定資産除却
	その他の費用	5,673	2.0	9,240	-3,567	厚生福利△54、貸金・社会保険△1,887、備用品△675、賃借△250、用地管理△300ほか
	支払利息	4,159	1.5	4,629	-470	企業債利息減 ※元利均等のため4条元金は同額増
消費税	8,775	3.2	6,156	2,619	税額控除対象課税仕入れの減	
予備費	3,000	1.1	3,000			
合計 (B)	278,180	100	272,663	5,517		
損益	税抜収入合計 (A)'	276,131		276,776	-645	
	税抜支出合計 (B)'	258,809		256,489	2,320	
	差引損益 (A)' - (B)'	17,322		20,287	-2,965	

純利益17,322 - 非現金収入3,913 = 現金性利益13,409

2 資本的収入及び支出 (予算書 P32～33第4条、実施計画P37、明細書P53)

区分	予算科目	平成29年度		平成28年度	比較増減	備考 ※数値は当初予算比較増減、()内数値は予算計上額
		金額	構成比	金額	金額	
収入	他会計貸付金償還金	66,000	100	10,000	56,000	病院H19'貸付(7年据置 償還H27～33'元金均等 0.4%/年) (H27'～28' 10,000*2) (H29'～33' 66,000*5)
	合計(A)	66,000	100	10,000	56,000	
資本的支出	浄水場施設費			2,160	-2,160	廃目
	送水施設費	30,240	54.8	68,040	-37,800	西部線改良
	営業設備費	3,000	5.4	3,240	-240	
	償還金	21,979	39.8	21,509	470	企業債元金増 ※元利均等のため3条利息は同額減
	合計(B)	55,219	100	94,949	-39,730	
差引収支不足額 -(B)		-55,219		-94,949		差引計算に貸付金償還金収入は算入しない 予算書P32参照
補てん財源		55,219		94,949		
内訳	当年度消費税資本的収支調整額	2,240		5,440		
	当年度損益勘定留保資金	31,391		31,362		
	減債積立金取崩	21,588		21,500		
	建設改良積立金取崩			36,647		

平成29年度 実施予定工事一覧

No.	区分	工事名	工事概要
1	上水	南井戸導水管・山川送水管・ 下村鴨庄線配水管新設	鴨庄地内JR美祢線線路敷 さや管φ300、DIP-GXφ200 L=80m, φ150 L=25m さや管φ600、DIP-GXφ400 L=65m さや管φ400、DIP-GXφ250 L=85m
2	上水	鴨庄浄水場改修	各池覆蓋(着水井, 沈殿池, ろ過池)、井戸水位計、井戸制御盤
3	上水	第1山開作線送配水管・第2山開作線配水管改良	渡場橋梁添架 SP・DIP-GXφ200 L=220m, φ200 L=150m
4	上水	第二送水管改良	叶松地先 STWφ600 L=48.5m
5	上水	消火栓新設	消火栓新設 1基
6	上水	第一物見山線改良	本町四地内 HPPEφ150 L=140m, φ75 L=170m, 消火栓改良 1基
7	上水	厚陽団地線改良	厚陽団地内 HPPEφ150 L=115m, φ100 L=715m, φ75 L=260m, φ50 L=100m、 消火栓改良 1基
8	上水	平原団地線改良	くし山地内 HPPEφ150 L=130m、消火栓改良 1基
9	上水	小野田小学校線改良	中川地内 HPPEφ100 L=110m
10	上水	千代町線改良	千代町一地内 HPPEφ150 L=160m、消火栓改良 1基
11	上水	今川通り線改良	南若山地内 HPPEφ150 L=370m、消火栓改良 3基
12	上水	港町南若山線改良	須恵小学校前 DIP-GXφ200 L=390m
13	上水	西の浜・大浜線改良	木戸中の町地内 HPPEφ150 L=160m
14	上水	浜河内本山線改良	浜河内地内 DIP-GXφ200 L=380m、消火栓改良2基・新設1基
15	上水	高須線仮設【下水】	高須地内 SUSφ100 L=185m
16	上水	浜田町共和台団地線改良【下水】	共和町地内 DIP-GXφ250 L=100m
17	上水	寝太郎・千町5線本設【県】	下村交差点付近 DIP-GXφ150 L=50m、SUSφ100 L=165m
18	上水	有帆線・有帆幹線・有帆熊野線【県】	有帆交差点付近 DIP-GXφ250 L=15m, φ200 L=20m, φ150 L=20m
19	上水	国道西線及び千代町国道東線移設【県】	住吉本町地内 DIP-GXφ250 L=30m, φ150 L=25m
20	上水	新生町・大塚線改良【国交省】	烏帽子岩地内 DIP-GXφ200 L=140m, φ100 L=10m、消火栓改良 1基
21	上水	新山野井ポンプ設備改良	次亜塩素酸ナトリウム注入機×2台、ポンプ自動制御回路 1式、水位計・リフトスイッチ取付 1式、流量計×1台
22	上水	西見配水池防犯対策	防犯センサー設置
23	上水	新沖部配水池更新調査設計委託	配水池更新 80m ³ ×1池、地質調査
24	工水	西部線送水管改良	叶松地先 STWφ450 L=63.5m

山 水 総 第 Q1111-9 号
平成 28 年 (2016 年) 8 月 5 日

山口財務事務所長 殿

山陽小野田市長 白井博文

財政健全化計画等執行状況報告書

以下の財政健全化計画等の執行状況について、別紙のとおり報告します。

- 財政健全化計画

- 公営企業経営健全化計画
 - 上水道事業 ()
 - 工業用水道事業
 - 都市高速鉄道事業
 - 下水道事業 ()
 - 病院事業

担当課：水道局 総務課

職名及び氏名：財政係長 岡秀昭

連絡先：0836-83-4111

団体名	山口県山陽小野田市
会計名	水道事業会計

類型	a
----	---

③ 改善額

(i) 推移表

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	改善額合計	補償金免除額
計画目標値(A)	3	5	5	5	5	23	23
実績値(B)	6	13	13	13	13	58	
乖離値(C) (B-A)	3	8	8	8	8	35	35
乖離率(D) (C/A)	100.0%	160.0%	160.0%	160.0%	160.0%	152.2%	152.2%

(ii) 要因分析

計画最終年度における未達成の要因	影響額(単位:百万円)						備考	やむを得ない事情
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
合計	-	-	-	-	-	-		
うち、やむを得ない事情	-	-	-	-	-	-		

団体名	山口県山陽小野田市
会計名	水道事業会計

④ 公営企業債現在高

類型	a
----	---

(i) 推移表

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計画最終年度 (平成27年度)	当初計画 最終年度目標値
計画目標値(A)	5,955	4,475	4,456	5,135	5,709	5,955
実績値(B)	4,107	3,807	3,700	3,803	4,364	
乖離値(C) (A-B)	1,848	668	756	1,332	1,345	1,591
乖離率(D) (C/A)	31.0%	14.9%	17.0%	25.9%	23.6%	26.7%

(ii) 要因分析

計画最終年度における 未達成の要因	影響額(単位:百万円)					備考	やむを得ない 事情
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
合計	-	-	-	-	-		
うち、やむを得ない事情	-	-	-	-	-		

団体名	山口県山陽小野田市
会計名	水道事業会計

類型	a
----	---

⑤ 累積欠損金比率

(i) 推移表

(単位: %)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計画最終年度 (平成27年度)	当初計画 最終年度目標値
計画目標値(A)	-	-	-	-	-	-
実績値(B)	-	-	-	-	-	-
乖離値(C) (A-B)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
乖離率(D) (C/A)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

(ii) 要因分析

(単位: 百万円、%)

	計画最終年度(平成27年度)		再算定値
	計画目標値(A)	実績値(B)	
分母(営業収益等)			
分子(累積欠損金)			
累積欠損金比率			

分母悪化要因

(単位: 百万円)

要因	影響額	備考	やむを得ない 事情
合計	-		

山財財第 286 号
平成 28 年 12 月 26 日

山陽小野田市長 殿

山口財務事務所長 井原 真治



補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画等の
執行状況確認の結果について（平成 28 年度）

平成 28 年 8 月 5 日付山水総第 Q1111-9 号をもって提出された財政健全化計画等執行状況報告書（上水道事業会計）については、その内容を確認したので通知する。

（参考）総合判定 a

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

フォローアップ用

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業（水道事業）		
事業開始年月日	昭和6年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	山陽小野田市	職員数（H23. 4. 1現在）	59
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 （年度） 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	68 (21年度)	財政力指数	0.740 (22年度)
資金不足比率（健全化法）（%）	0 (21年度)	財政力指数（臨財債振替前）	
経常収支比率（%）	97.3 (21年度)	実質公債費比率（%）	17.4 (22年度)
		将来負担比率（%）	145.6 (21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：小野田市・山陽町] ・公営企業会計を合併時に統合（旧小野田市の貸借対照表を基本に旧山陽町の資産及び負債を組入れ） ・現行の組織体系は平成17年10月1日に改変 ・人員については平成16年度末に2名の退職者が出たが、これを不補充とする

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	山陽小野田市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	山陽小野田市水道事業管理者 水道局長 山本克己
既存計画との関係	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画(19～23)、山陽小野田市水道事業総合計画(H19～29)
公表の方法等	HP等で公表する予定・議会に対しては建設委員会で説明予定
基本方針	経営状態については、収益的収支において利益（公共的必要余剰）を計上することができており、この利益等を活用して社会資本である水道施設の整備等を行っている状況にある。このことは現在のところ水道事業が概ね良好に推移していることを示しており、これからもこの状況を継続していくことができるよう事業運営を行っていく予定である。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	133,137.8			133,137.8
	補償金免除額	22,581.0			22,581.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	28,830.7	20,476.3		49,306.9

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること)。
 3 後期に計画を提出する場合、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を当該欄に()書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	133,137.8		2,572.7	2,154.4
					0.0
					0.0
					0.0
合 計 (A)		133,137.8		2,572.7	2,154.4
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		133,137.8		2,572.7	2,154.4

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	28,830.7	20,476.3	527.7	527.7
合 計 (A)		28,830.7	20,476.3	527.7	527.7
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		28,830.7	20,476.3	527.7	527.7

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容								
財務上の特徴	<p>当市における水道事業は平成17年3月22日、一市一町の合併により誕生したのであるが、現在の状況は二つの河川及び二つの浄水場を有しており、主にダム受水と表流水の取水による受水形態をとっている。ダム受水に関しては、浄水場設置場所の関係から長い導水管や送水管を必要とし、その建設や改良、維持管理等に多額の費用を要する状況にある。</p> <p>表流水の取水に関しては、ダム受水に比べ先に記述した費用の必要性は低いが、当地の地形的な問題から配水施設（配水池や配水管、ポンプ所）等に費用を要する状況となっている。</p> <p>更に両地域共に水質の悪化や施設の老朽化が問題となってきたり、これらを解決するために平成19～29年度の水道事業総合計画を策定したが、維持管理費の削減等の企業努力をしたとしてもなお、景気低迷や節水意識の浸透による有収水量の減少による収益減により、その財源としては水道料金の改定を行う必要があり、施設の整備と拡充、それに対する財政問題とのバランスのとりに方で厳しい状況にあるといえる。</p>								
経 営 課 題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;">課 題 ①</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>水道料金の適正化</p> <p>水道料金に関しては合併後も旧市町別であった料金体系を平成21年度に統一した。この際、激変緩和措置として全体でマイナス改定を余儀なくされたため、今現在収益の面で厳しい状況にある。</p> <p>水道施設の大量更新時期を迎えるに当たり、今後さらに多額の費用が必要となるため、最大限の経営努力は行いながら、市民に理解を求めつつ適正なコストを料金に転嫁できるかが課題となる。</p> <p>さらに、今後定期的な料金改定を行う中で、景気変動の影響を受けにくい料金体系に徐々に近づけていく必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課 題 ②</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>定員管理・給与水準の適正合理化</p> <p>正規職員数に関しては、定員適正化計画（平成20～29年度）を作成し、退職不補充等により合併時と比較し人員を18%削減する予定である。</p> <p>給与については、平成18年度から管理者給料20%カット、管理職手当50%カット、管理職員特別勤務手当休止、全職員給料5%カットを実施しているが、これについては市の財政状況に合わせた特別措置であり、平成23. 24. 25年度についても実施（給与カットは職階に応じて5～3%）である。</p> <p>また、給与構造改革に関しては平成19年度から導入し、各種手当についても平成22年度に大幅な見直しを行い、給与費の抑制に結びついている。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課 題 ③</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>資本投下の抑制</p> <p>合併後の市域全体へ安定給水を行うべく効率的な施設整備計画（水道事業総合計画）を策定している。この計画を実施するに当たり、入札制度の見直し（公募型指名競争入札）等を導入しているが、更に経費削減の可能な施策等を行っていくことが今後の課題となる。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課 題 ④</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>収益確保</p> <p>下水道料金は水道使用量を算定根拠とし、使用者も上水道と重複することから、下水道料金の調定、請求及び収納事務を受託し、その事務を水道局職員で行うことで、受託料収入を確保する。</p> </td> </tr> </table>	課 題 ①	<p>水道料金の適正化</p> <p>水道料金に関しては合併後も旧市町別であった料金体系を平成21年度に統一した。この際、激変緩和措置として全体でマイナス改定を余儀なくされたため、今現在収益の面で厳しい状況にある。</p> <p>水道施設の大量更新時期を迎えるに当たり、今後さらに多額の費用が必要となるため、最大限の経営努力は行いながら、市民に理解を求めつつ適正なコストを料金に転嫁できるかが課題となる。</p> <p>さらに、今後定期的な料金改定を行う中で、景気変動の影響を受けにくい料金体系に徐々に近づけていく必要がある。</p>	課 題 ②	<p>定員管理・給与水準の適正合理化</p> <p>正規職員数に関しては、定員適正化計画（平成20～29年度）を作成し、退職不補充等により合併時と比較し人員を18%削減する予定である。</p> <p>給与については、平成18年度から管理者給料20%カット、管理職手当50%カット、管理職員特別勤務手当休止、全職員給料5%カットを実施しているが、これについては市の財政状況に合わせた特別措置であり、平成23. 24. 25年度についても実施（給与カットは職階に応じて5～3%）である。</p> <p>また、給与構造改革に関しては平成19年度から導入し、各種手当についても平成22年度に大幅な見直しを行い、給与費の抑制に結びついている。</p>	課 題 ③	<p>資本投下の抑制</p> <p>合併後の市域全体へ安定給水を行うべく効率的な施設整備計画（水道事業総合計画）を策定している。この計画を実施するに当たり、入札制度の見直し（公募型指名競争入札）等を導入しているが、更に経費削減の可能な施策等を行っていくことが今後の課題となる。</p>	課 題 ④	<p>収益確保</p> <p>下水道料金は水道使用量を算定根拠とし、使用者も上水道と重複することから、下水道料金の調定、請求及び収納事務を受託し、その事務を水道局職員で行うことで、受託料収入を確保する。</p>
課 題 ①	<p>水道料金の適正化</p> <p>水道料金に関しては合併後も旧市町別であった料金体系を平成21年度に統一した。この際、激変緩和措置として全体でマイナス改定を余儀なくされたため、今現在収益の面で厳しい状況にある。</p> <p>水道施設の大量更新時期を迎えるに当たり、今後さらに多額の費用が必要となるため、最大限の経営努力は行いながら、市民に理解を求めつつ適正なコストを料金に転嫁できるかが課題となる。</p> <p>さらに、今後定期的な料金改定を行う中で、景気変動の影響を受けにくい料金体系に徐々に近づけていく必要がある。</p>								
課 題 ②	<p>定員管理・給与水準の適正合理化</p> <p>正規職員数に関しては、定員適正化計画（平成20～29年度）を作成し、退職不補充等により合併時と比較し人員を18%削減する予定である。</p> <p>給与については、平成18年度から管理者給料20%カット、管理職手当50%カット、管理職員特別勤務手当休止、全職員給料5%カットを実施しているが、これについては市の財政状況に合わせた特別措置であり、平成23. 24. 25年度についても実施（給与カットは職階に応じて5～3%）である。</p> <p>また、給与構造改革に関しては平成19年度から導入し、各種手当についても平成22年度に大幅な見直しを行い、給与費の抑制に結びついている。</p>								
課 題 ③	<p>資本投下の抑制</p> <p>合併後の市域全体へ安定給水を行うべく効率的な施設整備計画（水道事業総合計画）を策定している。この計画を実施するに当たり、入札制度の見直し（公募型指名競争入札）等を導入しているが、更に経費削減の可能な施策等を行っていくことが今後の課題となる。</p>								
課 題 ④	<p>収益確保</p> <p>下水道料金は水道使用量を算定根拠とし、使用者も上水道と重複することから、下水道料金の調定、請求及び収納事務を受託し、その事務を水道局職員で行うことで、受託料収入を確保する。</p>								

	課 題 ⑤
留 意 事 項	経営に関してよく取りざたされるのが民間への委託であるが、これに関して問題となるのが人件費と委託料の単なる費用の付け替えである。水道施設大量更新時代を目前に控え、団塊世代の退職による職員の技術継承が問題視される中、安易な委託化はデメリットが大きいため、中長期の費用対効果を十分に検証しつつ、トータル的に費用の削減に繋がるよう施策を行っていく必要がある。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

年 度		平成18年度 (計画前5年度)	平成19年度 (計画前4年度)	平成20年度 (計画前3年度)	平成21年度 (計画前々年度)	平成22年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(計画) (決算)	(計画) (決算)	(計画) (決算)	(計画) (決算)	(計画) (決算見込)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,640	1,552	1,479	1,431	1,411	1,408 1,464	1,348 1,403	1,381 1,412	1,342 1,341	1,334 1,340
	(1) 料 金 収 入	1,532	1,497	1,456	1,392	1,387	1,348 1,381	1,316 1,367	1,339 1,356	1,309 1,298	1,283 1,299
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	61	2	4	7	5	12	3	1	4	5
	(3) そ の 他	47	53	19	32	19	60 71	32 33	42 55	33 39	51 36
	2. 営 業 外 収 益	2	3	22	17	34	10 15	10 14	9 11	9 73	9 73
	(1) 補 助 金	2	1	20	16	26	10 10	10 11	9 10	9 8	9 9
	他 会 計 補 助 金	2	1	20	16	26	10 10	10 11	9 10	9 8	9 9
	そ の 他 補 助 金										
	(2) そ の 他		2	2	1	8	5	3	1	65	64
	収 入 計 (C)	1,642	1,555	1,501	1,448	1,445	1,418 1,479	1,358 1,417	1,390 1,423	1,351 1,414	1,343 1,413
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,335	1,317	1,261	1,259	1,212	1,210 1,289	1,168 1,263	1,165 1,174	1,163 1,062	1,156 1,102
	(1) 職 員 給 与 費	514	563	481	522	458	470 513	442 456	442 451	462 387	438 381
	基 本 給	243	249	218	231	208	197 194	194 200	194 186	192 200	184 192
	退 職 手 当	49	96	65	85	53	83 137	59 92	58 93	83 10	73 17
	そ の 他	222	218	198	206	197	190 182	189 164	190 172	187 177	181 172
	(2) 経 費	419	353	383	342	362	365 398	350 421	338 327	340 308	345 353
	動 力 費	52	53	52	47	48	47 50	46 51	46 51	46 51	45 49
	修 繕 費	76	83	76	79	112	85 115	87 172	90 80	93 59	96 69
	材 料 費						0				
	そ の 他	291	217	255	216	202	233 233	217 198	202 196	201 198	204 235
(3) 減 価 償 却 費	402	401	397	395	392	375 378	376 386	385 396	361 367	373 368	
2. 営 業 外 費 用	241	215	161	127	119	109 111	106 107	103 90	106 86	136 83	
(1) 支 払 利 息	241	215	161	126	119	109 111	106 103	103 90	106 86	136 83	
(2) そ の 他				1			4				
支 出 計 (D)	1,576	1,532	1,422	1,386	1,331	1,319 1,400	1,274 1,370	1,268 1,264	1,269 1,148	1,292 1,185	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	66	23	79	62	114	99 79	84 47	122 159	82 266	51 228	
特 別 利 益 (F)									2	2	
特 別 損 失 (G)	17	1	2	2	2	2 1	2 2	2 3	2 91	2 50	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-17	-1	-2	-2	-2	-2 -1	-2 -2	-2 -3	-2 -89	-2 -48	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	49	22	77	60	112	97 78	82 45	120 156	80 177	49 180	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	49	23	78	60	112	97 78	82 45	120 156	80 177	49 180	
流 動 資 産 (J)	748	711	673	839	940	1,069 1,239	1,144 1,228	1,353 1,494	1,682 1,799	1,817 2,073	
うち 未 収 金	256	216	211	222	259	175 272	171 255	174 224	170 166	166 174	
流 動 負 債 (K)	162	158	57	162	121	150 232	150 221	150 218	150 634	150 703	
うち 一 時 借 入 金											
うち 未 払 金	153	149	49	154	107	143 182	143 174	143 170	143 274	143 343	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)											
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,579	1,550	1,475	1,424	1,406	1,408 1,452	1,348 1,400	1,381 1,411	1,342 1,337	1,334 1,335	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)											
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)											
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)											

(単位:百万円, %)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (計画) (決算)		平成24年度 (計画第2年度) (計画) (決算)		平成25年度 (計画第3年度) (計画) (決算)		平成26年度 (計画第4年度) (計画) (決算)		平成27年度 (計画第5年度) (計画) (決算見込)	
資 本 的 収 入	1. 企業債	93	551	501	127	132	330	165	509	178	268	316	964	360	870	836
	2. 他会計出資金	3	3	3	2	19	18	15	32	31	10	24	25	5		1
	3. 他会計補助金			14	12	13	5	5	5	5	2	2	2	2	2	3
	4. 他会計負担金	2	2	3	2					2						
	5. 他会計借入金		61													
	6. 国(都道府県)補助金					15	2	2	34	24		7				
	7. 固定資産売却代金					1										
	8. 工事負担金	33	21	13	17	10	3	18	1	27	1	21	3	24	2	38
	9. その他									0						
	計 (A)	131	638	534	160	190	358	205	581	267	281	370	994	391	874	878
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
純計 (A)-(B) (C)	131	638	534	160	190	358	205	581	267	281	370	994	391	874	878	
資 本 的 支 出	1. 建設改良費	184	124	173	206	245	392	237	704	328	315	288	881	488	909	1,032
	うち職員給与費	8	8	8	8	9	9	7	9	6	9	6	9	7	9	6
	2. 企業債償還金	453	985	833	376	372	354	360	312	478	287	423	285	257	296	275
	3. 他会計長期借入返還金			12	12	12	12	12	13	12						
	4. 他会計への支出金															
5. その他																
計 (D)	637	1,109	1,018	594	629	758	609	1,029	818	602	711	1,166	745	1,205	1,307	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	506	471	484	434	439	400	404	448	551	321	341	172	354	331	429	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	410	410	415	400	392	375	378	376	403	306	328	122	319	287	353
	2. 利益剰余金処分量	88	56	62	25	29	7	0	42	138						
	3. 繰越工事資金															
	4. その他	8	5	7	9	18	18	26	30	10	15	13	50	35	44	76
計 (F)	506	471	484	434	439	400	404	448	551	321	341	172	354	331	429	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金現在高 (G)		61	49	37	25	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債現在高 (H)	5,557	5,123	4,791	4,542	4,302	5,955	4,107	4,475	3,807	4,456	3,700	5,135	3,803	5,709	4,364	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (計画) (決算)		平成24年度 (計画第2年度) (計画) (決算)		平成25年度 (計画第3年度) (計画) (決算見込)		平成26年度 (計画第4年度) (計画) (見込)		平成27年度 (計画第5年度) (計画) (見込)	
収 益 的	収支分	22	2	20	18	26	13	19	13	12	13	16	13	13	13	13
	うち基準内繰入金	1	2	7	3	4	5	10	5	5	5	6	5	6	5	5
	うち基準外繰入金	21		13	15	22	8	9	8	7	8	10	8	7	8	8
資 本 的	収支分	8	7	21	20	36	26	24	38	37	13	29	30	8	4	6
	うち基準内繰入金	6	5	8	7	8	5	7	4	28	4	4	4	2	3	3
	うち基準外繰入金	2	2	13	13	28	21	17	34	9	9	25	26	6	1	3
合 計		30	9	41	38	62	39	43	51	49	26	45	43	21	17	19

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (計画)(決算)	平成24年度 (計画第2年度) (計画)(決算)	平成25年度 (計画第3年度) (計画)(決算)	平成26年度 (計画第4年度) (計画)(決算)	平成27年度 (計画第5年度) (計画)(決算見込)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)		101	98	103	101	105	103 100	104 100	106 108	104 114	100 111
資本費 (円又は%)		77	76	71	68	68	66 69	68 65	70 65	69 65	76 65
総収支比率(法適用) (%)		103	101	105	104	108	107 106	106 103	109 112	106 114	104 115
経常収支比率(法適用) (%)		104	102	106	104	109	108 106	107 103	110 113	106 123	104 119
営業収支比率(法適用) (%)		124	118	117	114	116	116 114	115 111	119 120	115 126	115 122
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1	0	1	1	2	1 2	1 1	1 1	1 1	1 1
	うち基準内繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0
	うち基準外繰入金 (%)	1	0	1	1	2	1 1	1 0	1 1	1 0	1 1
	資本的収入分 (%)	6	1	4	13	19	7 12	7 14	5 8	3 2	0 1
	うち基準内繰入金 (%)	5	1	1	4	4	1 4	1 10	1 1	0 1	0 0
	うち基準外繰入金 (%)	2	0	2	8	15	6 8	6 3	3 7	3 2	0 0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定は原則総括原価によって行う。平成21年度の旧市町の料金統一改定において、例外的に激変緩和措置をとったため全体的にマイナス改定となった。</p> <p>今後の水需要に関しては、節水意識の高まりから個人・企業共に大きな伸びは期待できず、更に平成17年の国勢調査を基に「国立社会保障・人口問題研究所」が出した人口推移率で当市の状況を見ると人口の減少は否めず、結果として料金収入は減少の一途をたどるものと思われる。</p> <p>しかし、高度成長期に整備した水道施設の大量更新時期を迎えるに当たり、早期にその全体コストを把握し、料金改定により適正コストを料金に転嫁していくことで、受益者の世代間格差が生じないよう、一定の改定周期(3年～5年)に沿って料金改定を行っていく予定である。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>現在他会計負担金としては、基準内として消火栓等に要する経費(実費全額負担)、水源開発補助出資金(償還元利負担全額)、簡易水道事業補助金(償還元利金の1/2)の繰入れている。</p> <p>これに対して基準外としては、簡易水道補助金として一般会計から、収支不足分として全額補助を受けており、企業債の償還元利の残り1/2も繰入れをしている。これは、簡易水道を設置した理由が、旧自治体における「町民皆水道」を掲げた一般会計での福祉政策であるため、また本来簡易水道は一般会計にて管理すべきものとの判断から、このような繰入れを行っている。</p> <p>また、共用施設企業債償還元利負担金については、水道庁舎建設当時に工業用水道事業は企業債の借入ができなかった為、一定の負担金(当時の水道事業、工業用水道事業の職員数で按分)を水道事業会計へ繰入れるようにした。</p> <p>職員の退職金に関しては、その職員が水道企業職員として勤務した月数と市長部局職員として勤務した月数を按分して退職する際の負担額を決定している。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>大規模投資については、水道事業総合計画を策定しており、実施計画として平成19年度～平成29年度までに浄水施設・送配水施設の整備等を予定している。財源としては企業債償還ピーク時との差額分及び水道料金の改定等を予定している。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	<p>正規職員に関しては、課題②でも示しているとおり、定員適正化計画に則って減少している。 合併時(58人) H17'(56人) H20'(53人) H21'(54人) H22'(52人) H23'(50人) H24'(52人) H25'(52人) H26'(52人) H27'(52人) H29'(47人計画)</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	<p>平成19年4月から給与構造改革の伴う改定を実施し、国準拠としている。 平成22年5月に特殊勤務手当の大幅な見直しを行い、現金取扱・水質検査手当等の廃止、月額(危険・滞納整理・外勤)手当の日額化及び交代勤務手当等の減額を実施して、給与費全体の削減を図っている。 平成22年10月に住居・通勤手当の見直しにより減額を行っている。 平成27年4月から国公準拠の給与の総合的見直しを導入した。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職手当に関しては、平成19年度より国に準拠することとし、支給率の見直しを図っている。
◇ 福利厚生事業のあり方		健康保険組合に対する事業主負担は、制度上の率に基づいて算出しており、適正に行っている。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	<p>維持管理経費については、それぞれの案件を精査して行うこととしている。 また、その他経営の効率化に向けた取り組みとしては、課題③でも述べたとおり公募型指名競争入札を導入しており、これ以外にも費用削減に効果的な施策を行うよう検討中である。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	④	平成23年10月から下水道料金の調定・徴収事務を受託し、収益確保に繋げることとしている。 受託料 19,047千円/年(H23'は半期につき半額)
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	現状に限れば、収益的収支において利益を計上することができており、それによって水道施設の整備を行える状況にあることから、事業自体は概ね良好な状態にあるといえる。 しかし、今後は有収水量の減少が予想される中、水道施設の大幅な整備・更新を行っていく必要があることから、将来の財政的な危機を見越した上で、平成29年度に料金改定を行い、その後も一定の改定周期での改定を行っていく予定としている。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		決算については、市広報において公表しているが、抜粋数値はHPでも行っている。また、経営健全化計画や入札に関する情報についても、HPで公表している。今後の公表内容も拡充を行うことを検討している。
○ 行政評価の導入		平成19年度に行った水道事業総合計画策定時にはパブリックコメントに掛けたが、無反応であった。 水道事業経営は維持管理を除けば、概ね設備投資が事業評価の対象となる。その行政評価は技術的・専門的なものとなることから一般市民には難解なものであり、誤った評価による設備投資の停滞は安定給水に致命的な打撃を与える恐れがある。さらに利害関係にある民間業者も多数存在することから、事業評価の導入はさらに先進の研究成果を待つ必要がある。 また経営・財政面では監査法人による外部監査が現実的ではあるが、当市の事業規模から考えると現状では費用対効果に疑問が残り、検討を要する。
4 その他		

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	課題②でも示しているとおり人件費に関しては、職員数は正規職員の定員適正化計画（平成20～29年度）を作成し、退職不補充等により合併時と比較し人員の18%削減を目標としている。また給与制度についてもあらゆる見直しを行っており、収支計画のとおり削減効果がある予測を立てている。その他の維持管理経費については、計画的・効率的な設備投資を行うことで修繕費・委託料の縮減を図ることとしている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現在繰越欠損金や不良債務、資金不足等は発生しておらず、経営的には比較的安定しているといえる。しかし、更なる経営の効率化を図る為、課題③でも述べたとおり入札制度を始めとし、多方面に目を向けた内容の見直しを検討していきたい。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	人件費を含めた維持管理費等の削減で更なる経営改善に努め、基準外繰出しの削減に繋げることとする。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		当初計画合計		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(決算)	(当初計画第2年度)	(決算)	(当初計画第3年度)	(決算)	(当初計画第4年度)	(決算)	(当初計画第5年度)	(決算)	(計画)	(実績)	(延長計画第2年度)	(決算)	(延長計画第3年度)	(決算)	(延長計画第4年度)	(決算)	(延長計画第5年度)	(決算見込)	(計画)	(見込)
		累積欠損金比率															0	0	0	0	0	0	0	0	0
		当初計画の目標値(実績値)																							
		延長計画の目標値															0	0	0	0	0	0	0	0	0
		企業債現在高	5,557	5,123	5,032	5,136	5,477	5,955	4,107	22,865	4,475	3,807	4,456	3,700	3,803	5,135	5,709	4,364	19,781	25,730					
		当初計画の目標値																							
		延長計画の目標値																							

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		当初計画合計		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		延長計画合計			
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(決算)	(当初計画第2年度)	(決算)	(当初計画第3年度)	(決算)	(当初計画第4年度)	(決算)	(当初計画第5年度)	(決算)	(計画)	(実績)	(延長計画第2年度)	(決算)	(延長計画第3年度)	(決算)	(延長計画第4年度)	(決算)	(延長計画第5年度)	(決算見込)	(計画)	(見込)	(計画)	(見込)
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】																										
	①	料金改定率																									
		改善効果額(料金の適正化)			80	79	78	74	77	55	76	54	75	50	386	312											
		未収金の徴収対策																									
		改善効果額			1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5												
		一般会計負担金の額																									
		改善効果額(負担金の確保等)																									
		資産の有効活用																									
		改善効果額(収入増額)																									
		その他()																									
		改善効果額																									
	②	【経費の削減】																									
		職員給与費の適正化																									
		職員給与費(退職手当以外)	管理番号20%割付管理職手当50%割付																								
			改善効果額			41	43	20	55	20	45	30	65	30	65	141	273										
		給与水準																									
		改善効果額																									
		その他()																									
		改善効果額																									
		維持管理費等																									
		改善効果額(適正化)																									
		工事コスト																									
		改善効果額(縮減額)																									
		その他()																									
		改善効果額																									
当初計画改善効果額 合計														532	590												
(参考)当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)														128	128												

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		当初計画合計		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		延長計画合計																		
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(決算)	(当初計画第2年度)	(決算)	(当初計画第3年度)	(決算)	(当初計画第4年度)	(決算)	(当初計画第5年度)	(決算)	(計画)	(実績)	(延長計画第2年度)	(決算)	(延長計画第3年度)	(決算)	(延長計画第4年度)	(決算)	(延長計画第5年度)	(決算見込)	(計画)	(見込)	(計画)	(見込)															
延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】																																									
	④	料金改定率																																								
		改善効果額(料金の適正化)																																								
		未収金の徴収対策																																								
		改善効果額																																								
		一般会計負担金の額																																								
		改善効果額(負担金の確保等)																																								
		資産の有効活用																																								
		改善効果額(収入増額)																																								
		その他(収益確保)																																								
		改善効果額																																								
		下水道料金調定・収納事務の委託料収入																																								
		改善効果額																																								
	【経費の削減】																																									
	職員給与費の適正化																																									
職員給与費(退職手当以外)	管理番号20%割付管理職手当50%割付																																									
	改善効果額																																									
	給与水準																																									
	改善効果額																																									
	その他()																																									
	改善効果額																																									
	維持管理費等																																									
	改善効果額(適正化)																																									
	工事コスト																																									
	改善効果額(縮減額)																																									
	その他()																																									
	改善効果額																																									
延長計画改善効果額 合計 A																																										
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B																																										
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C																																										
A+B+C																																										
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)																																										

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	23	58
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B		
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C		
A+B+C	23	58
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	23	23

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前2年度) (決算)	(計画前1年度) (決算)	(計画初年度) (計画)	(計画初年度) (決算)	(計画第2年度) (計画)	(計画第2年度) (決算)	(計画第3年度) (計画)	(計画第3年度) (決算)	(計画第4年度) (計画)	(計画第4年度) (決算)	(計画第5年度) (計画)	(計画第5年度) (決算見込)
給水人口 (千人)	67	67	66	66	66	65	66	65	65	65	64	65	64	64	64
年間総有収水量 (千m ³)	8,702	8,514	8,277	8,023	7,995	7,772	7,955	7,587	7,859	7,423	7,768	7,258	7,379	7,111	7,396
公称施設能力 (m ³ /日)	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230
1日最大配水量 (m ³ /日)	35,629	33,717	34,647	31,510	33,922	33,761	36,439	33,761	31,901	33,761	32,295	33,761	30,220	33,761	38,729
最大稼働率 (%)	74	70	72	65	70	70	76	70	66	70	67	70	63	70	80
供給単価 (円/m ³)	176	176	176	174	173	173	174	173	174	180	175	180	176	180	176
給水原価 (円/m ³)	174	179	170	172	165	169	173	167	173	170	162	174	154	181	159

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

簡易水道に関しては、本来一般会計において管理するものである為、施設整備や維持管理等を行う上での資金面について一般会計と協議を行う必要があり、双方合意に達することができれば、水道への統合は可能である。
できるだけ早い時期に統合ができるよう一般会計とは協議継続していく予定である。

平成29年2月1日

厚狭駅南口駐車場の利用状況と償還金について

都市計画課

○利用台数および稼働率について

		平成27年度 (4/1～1/31)	平成28年度 (4/1～1/31)	差
利用台数	合計	30,221 台	29,325 台 ※	-896台(-3%)
	日平均	98 台/日	105 台/日	+7台/日(+7%)
稼働率		54 %	57 %	+3 %

※ 料金精算機破壊事件により、10/5～10/14と10/31～11/15の26日間は台数測定及び料金徴収ができなかった。

○駐車料金について

		平成27年度(4/1～1/31)	平成28年度(4/1～1/31)	差
駐車料金		22,574,200 円	10,995,650 円	-11,578,550 円
		73,772 円/日	39,270 円/日	-34,502 円
定期券	料金	752,000 円	684,000 円	-68,000 円
	利用者	94 人 (9.4 人/月)	171 人 (17.1 人/月)	+77人(+82%) (+7.7 人/月)
プリカ	千円 枚数	8,000 円 8 枚	5,000 円 5 枚	-3,000 円 -3 枚
	3千円 枚数	15,000 円 5 枚	3,000 円 1 枚	-12,000 円 -4 枚
	5千円 枚数	95,000 円 19 枚	105,000 円 21 枚	+10,000 円 +2 枚
料金合計		23,444,200 円	11,792,650 円	-11,651,550 円 (-50%)

○償還金について

年度	償還金	合計
平成29年度	19,796,362 円	24,368,252 円
平成30年度	4,571,890 円	

議案第16号 平成29年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算の参考資料

→1日目は最大500円 2日目以降は6時間毎100円加算

歳入		H26(決算)	H27(決算)	H28(決算見込)	H29(予算)	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
駐車場使用料	駐車場使用料	駐車料金	26,466,050	27,046,650	12,800,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	
		定期券	616,000	832,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
		プリカ	254,000	165,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	行政財産使用料	自販機地代	6,000	4,520	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
雑入	諸収入	電気料・雑入	48,299	51,052	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	
歳入小計			27,390,349	28,099,222	13,745,000	12,945,000	12,945,000	12,945,000	12,945,000	12,945,000	12,945,000	
繰越金	繰越金		9,219,785	13,790,932	17,923,728	6,069,000	0	0	534,000	2,925,000	5,316,000	
一般会計繰入金	繰入金				7,168,000							
歳入合計			36,610,134	41,890,154	31,668,728	26,182,000	12,945,000	12,945,000	13,479,000	15,870,000	20,652,000	

歳出		H26(決算)	H27(決算)	H28(決算見込)	H29(予算)	H30	H31	H32	H33	H34	H35
需用費	消耗品費	インクリボン、駐車券など	127,310	214,676	259,884	291,000	291,000	294,000	297,000	297,000	297,000
	光熱水費	電気料・水道料	465,418	432,868	534,000	534,000	534,000	539,000	544,000	544,000	544,000
	修繕費	管理棟雨樋修繕など	222,480	677,592	1,422,844	705,000	705,000	712,000	719,000	719,000	719,000
役務費	通信運搬費	電話料金NTT	146,327	142,579	156,000	156,000	156,000	158,000	159,000	159,000	159,000
	保険料	建物総合損害共済基金分担金	2,919	3,001	4,000	2,000	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000
委託料	管理委託料	清掃委託	277,992	277,992	278,000	278,000	278,000	281,000	284,000	284,000	284,000
		草刈等委託料			588,000	200,000	200,000	202,000	204,000	204,000	204,000
		システム維持管理委託	1,127,520	1,127,520	1,128,000	1,128,000	1,128,000	1,139,000	1,149,000	1,149,000	1,149,000
	緊急業務委託料	現場対応	0	0	27,000	27,000	27,000	28,000	28,000	28,000	28,000
使用料及び賃借料	機械器具借上げ料	ゲート・管理システムリース(6年リース)	0	0	0	2,204,000	2,644,000	2,669,000	2,693,000	2,693,000	636,000
	下水道使用料		30,174	30,896	39,000	39,000	39,000	40,000	40,000	40,000	40,000
工事請負費	工事請負費	駐車場整備工事等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備品購入費	庁用器具費			62,640							
公課費	消費税及び地方消費税		622,700	1,200,300	1,366,000	720,000	720,000	727,000	734,000	734,000	734,000
一般管理費小計			3,022,840	4,170,064	5,802,728	6,284,000	6,724,000	6,792,000	6,854,000	6,854,000	4,797,000
公債費	元金・利子	地方債償還金元金及び利子	19,796,362	19,796,362	19,797,000	19,798,000	4,572,000	0	0	0	0
人件費	給料等		0	0	0	0	0	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000
基金	基金		0	0	0	0	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
予備費					100,000	100,000					
一般会計繰出金	繰出金					1,549,000	5,619,000				
歳出合計			22,819,202	23,966,426	25,599,728	26,182,000	11,396,000	6,792,000	10,554,000	10,554,000	8,497,000

収支		H26(決算)	H27(決算)	H28(決算見込)	H29(予算)	H30	H31	H32	H33	H34	H35
繰越金を考慮しない単年度収支(歳入小計-歳出合計)			4,571,147	4,132,796	△ 11,854,728	△ 13,237,000	1,549,000	6,153,000	2,391,000	2,391,000	4,448,000
(繰越金+一般会計繰入金)を考慮した収支			13,790,932	17,923,728	6,069,000	0	0	534,000	2,925,000	5,316,000	12,155,000

委員会資料

下水道課

平成29年度山陽小野田市下水道事業特別会計予算

歳入

(単位：千円)

款	本年度	前年度	比較	増減%
1 分担金及び負担金	24,965	26,993	△2,028	△7.5
2 使用料及び手数料	598,187	583,408	14,779	2.5
3 国庫支出金	397,850	387,500	10,350	2.7
4 繰入金	1,109,728	1,081,575	28,153	2.6
5 繰越金	1,000	1,000	0	0
6 諸収入	2,335	626	1,709	273.0
7 市債	963,700	1,036,000	△72,300	△7.0
計	3,097,765	3,117,102	△19,337	△0.6

歳出

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	増減%
1 下水道事業費	1,332,456	1,334,019	△1,563	△0.1
1 下水道一般管理費	88,408	106,191	△17,783	△16.8
2 施設管理費	299,820	296,340	3,480	1.2
3 水質管理費	9,897	5,996	3,901	65.1
4 下水道建設費	934,331	925,492	8,839	1.0
2 公債費	1,764,809	1,782,583	△17,774	△1.0
1 元金	1,441,297	1,420,150	21,147	1.5
2 利子	323,512	362,433	△38,921	△10.7
3 予備費	500	500	0	0
計	3,097,765	3,117,102	△19,337	△0.6

平成29年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算

歳入

(単位：千円)

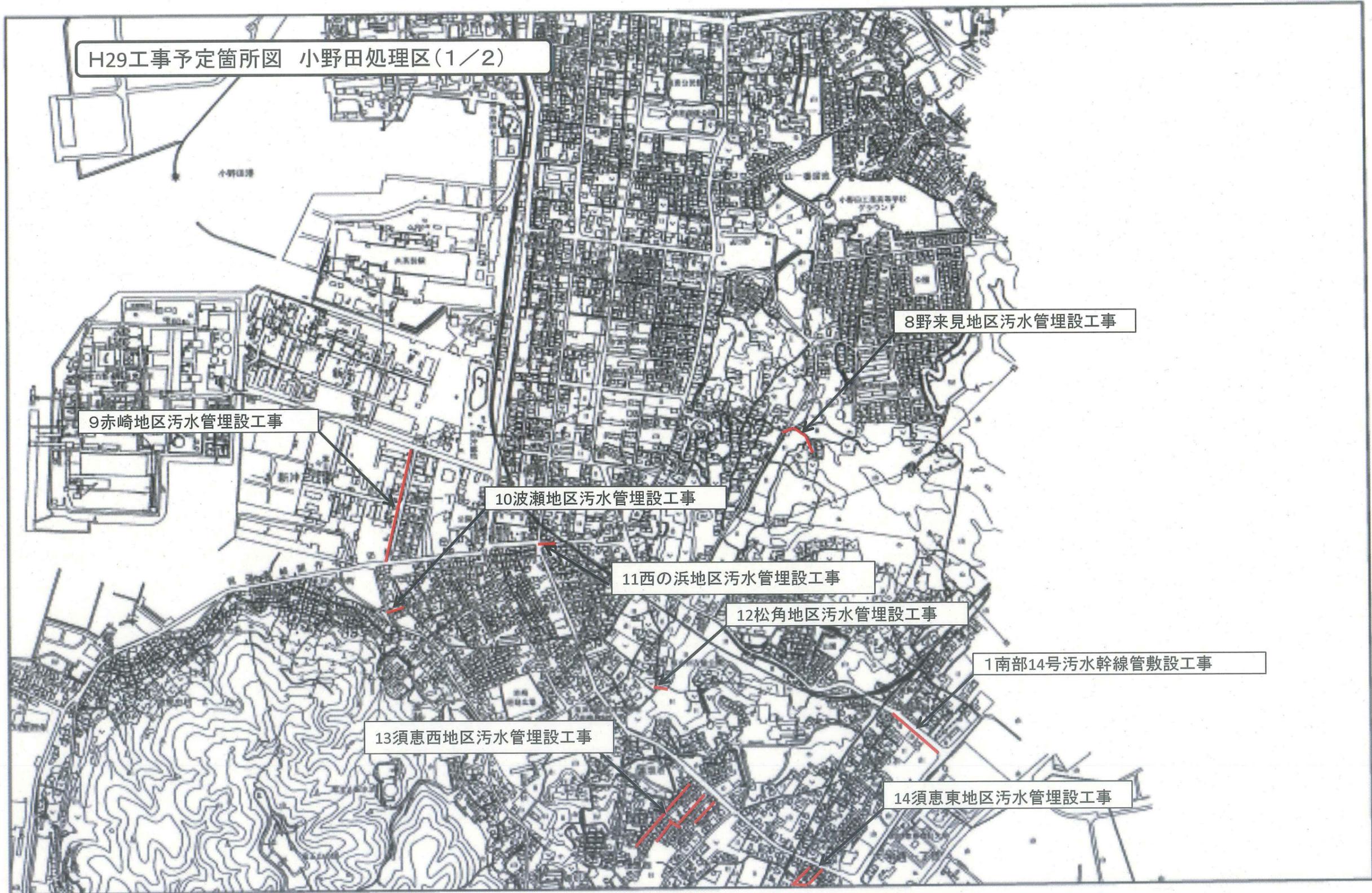
款	本年度	前年度	比較	増減 %
1使用料及び手数料	24,851	24,906	△55	△0.2
2繰入金	58,200	60,633	△2,433	△4.0
3繰越金	100	100	0	0
4諸収入	2	2	0	0
5市債	2,700	2,400	300	12.5
県支出金	0	1,000	△1,000	△100
計	85,853	89,041	△3,188	△3.6

歳出

(単位：千円)

款 項	本年度	前年度	比較	増減 %
1農業集落排水事業費	23,640	25,766	△2,126	△8.3
2公債費	62,163	63,225	△1,062	△1.7
1元金	49,417	48,951	466	1.0
2利子	12,746	14,274	△1,528	△10.7
3予備費	50	50	0	0
計	85,853	89,041	△3,188	△3.6

H29工事予定箇所図 小野田処理区(1/2)



H29工事予定箇所図 小野田処理区(2/2)

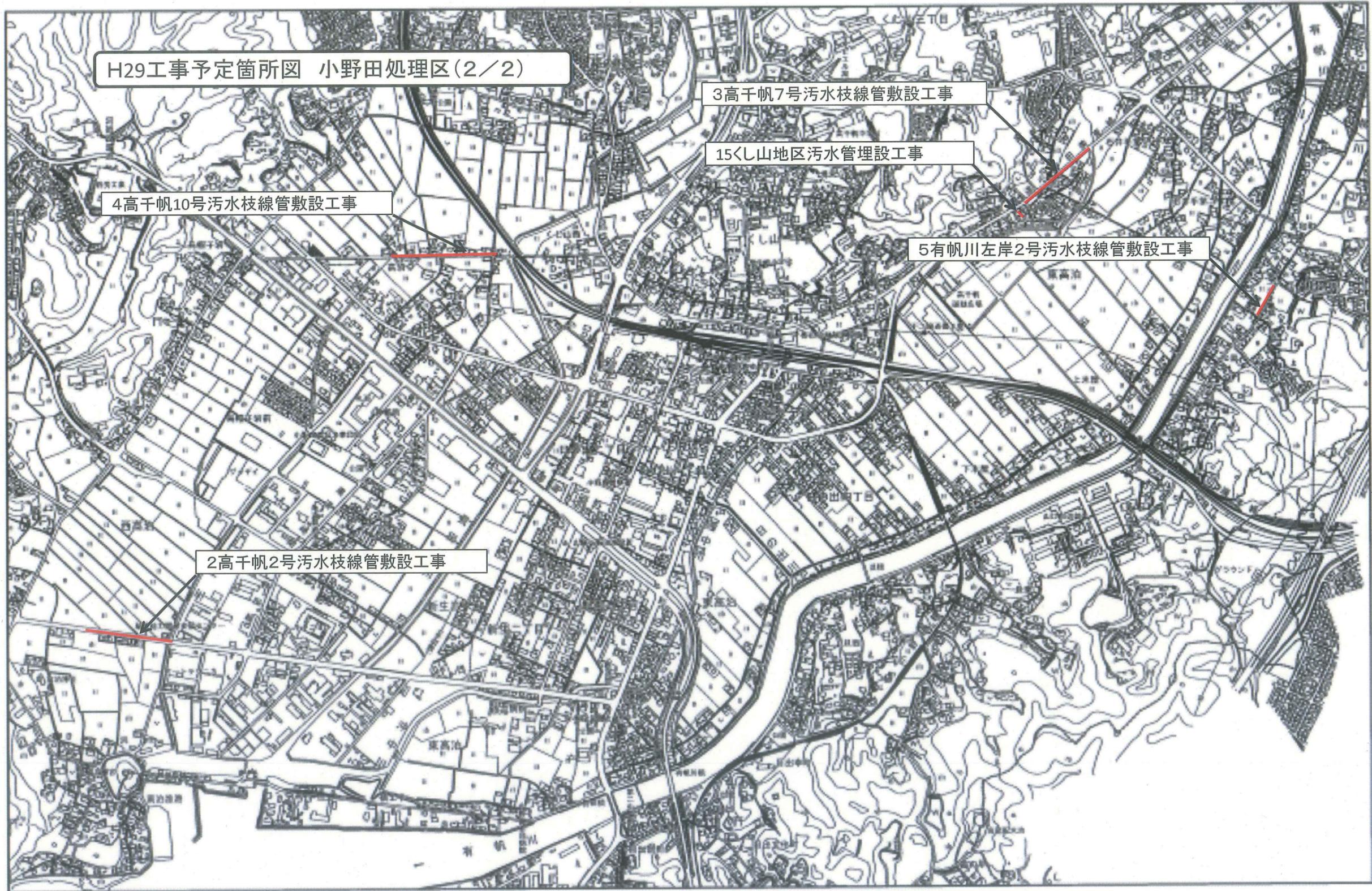
3高千帆7号污水枝線管敷設工事

15くし山地区污水管理設工事

4高千帆10号污水枝線管敷設工事

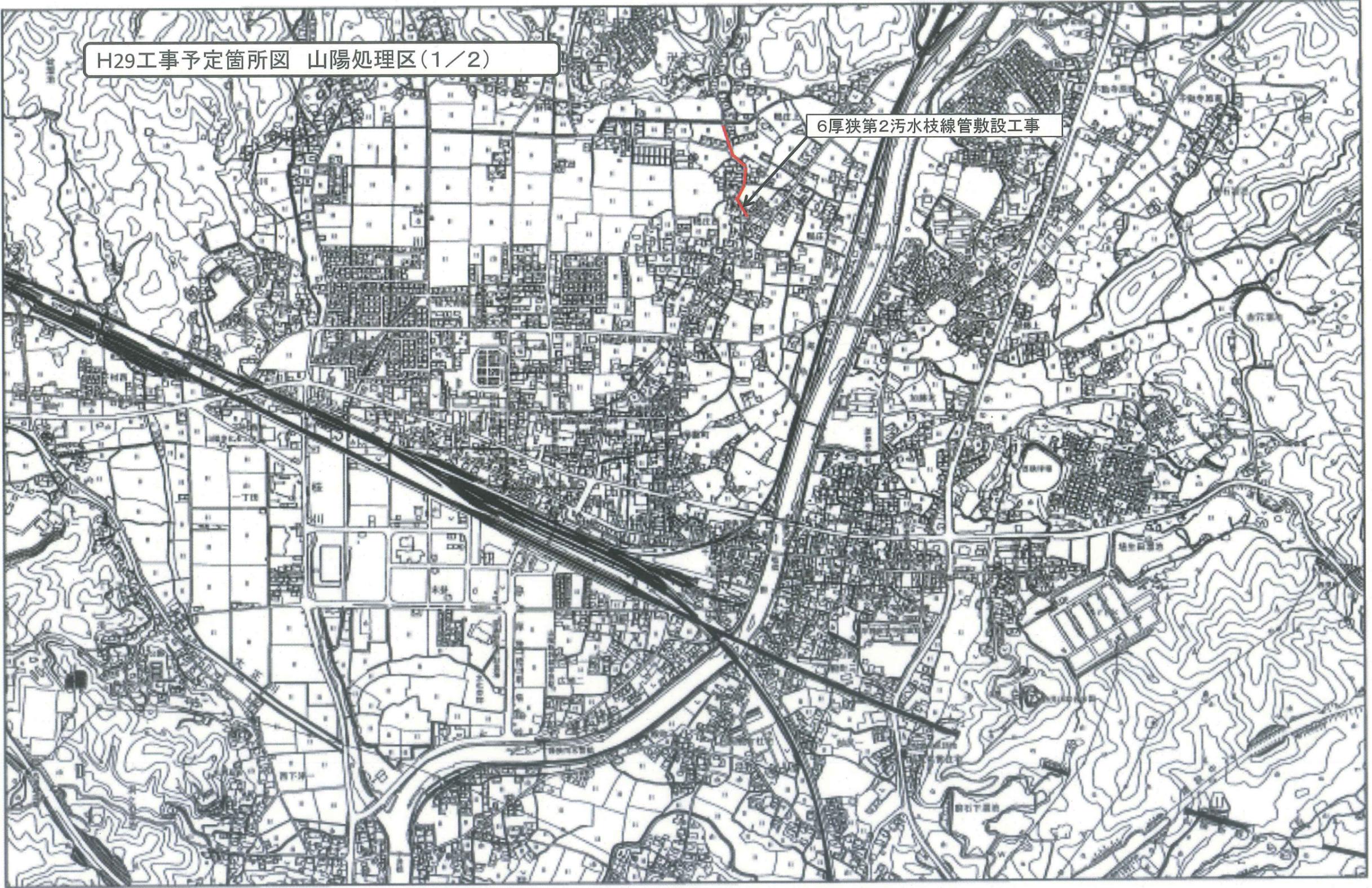
5有帆川左岸2号污水枝線管敷設工事

2高千帆2号污水枝線管敷設工事



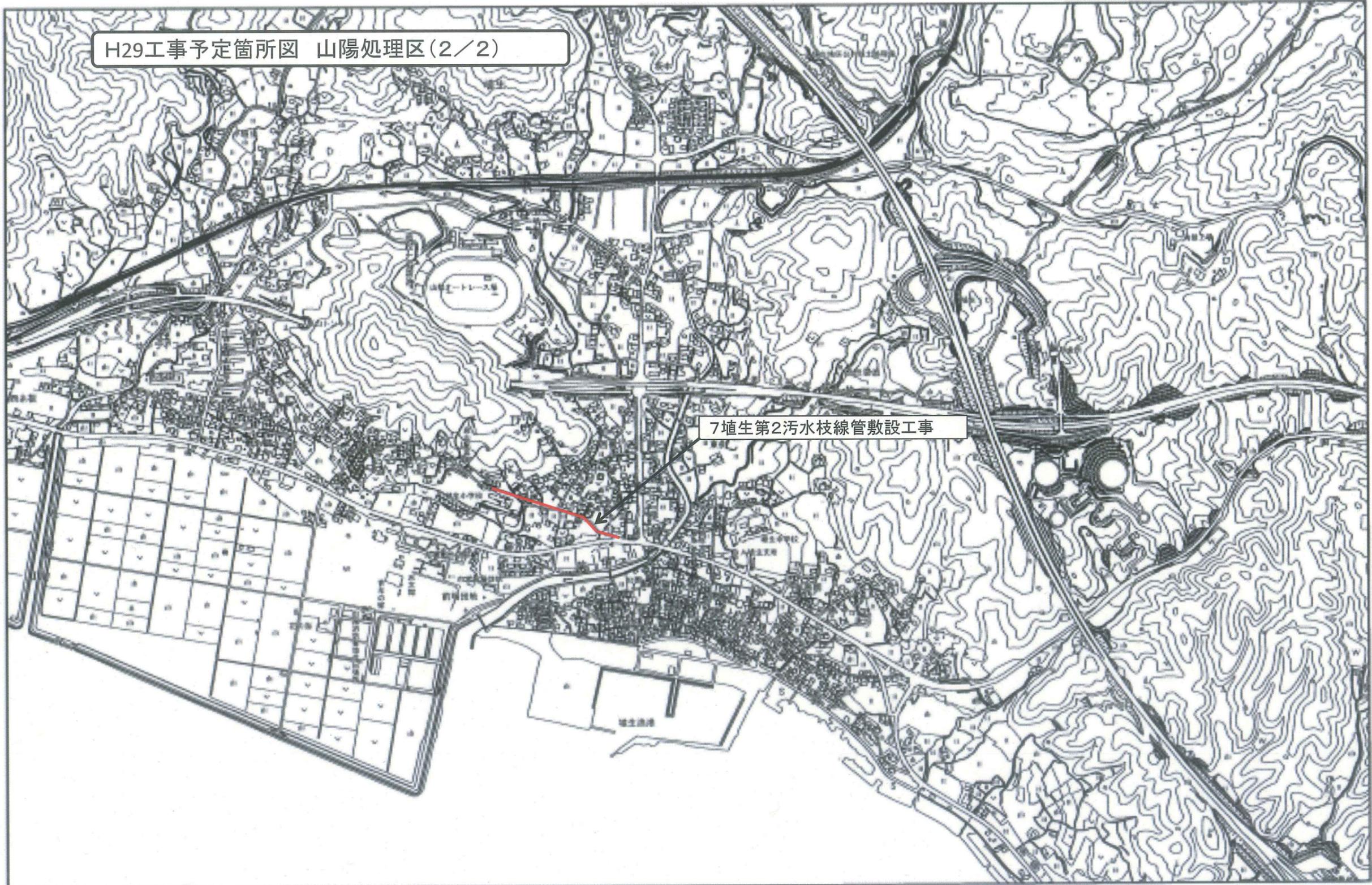
H29工事予定箇所図 山陽処理区(1/2)

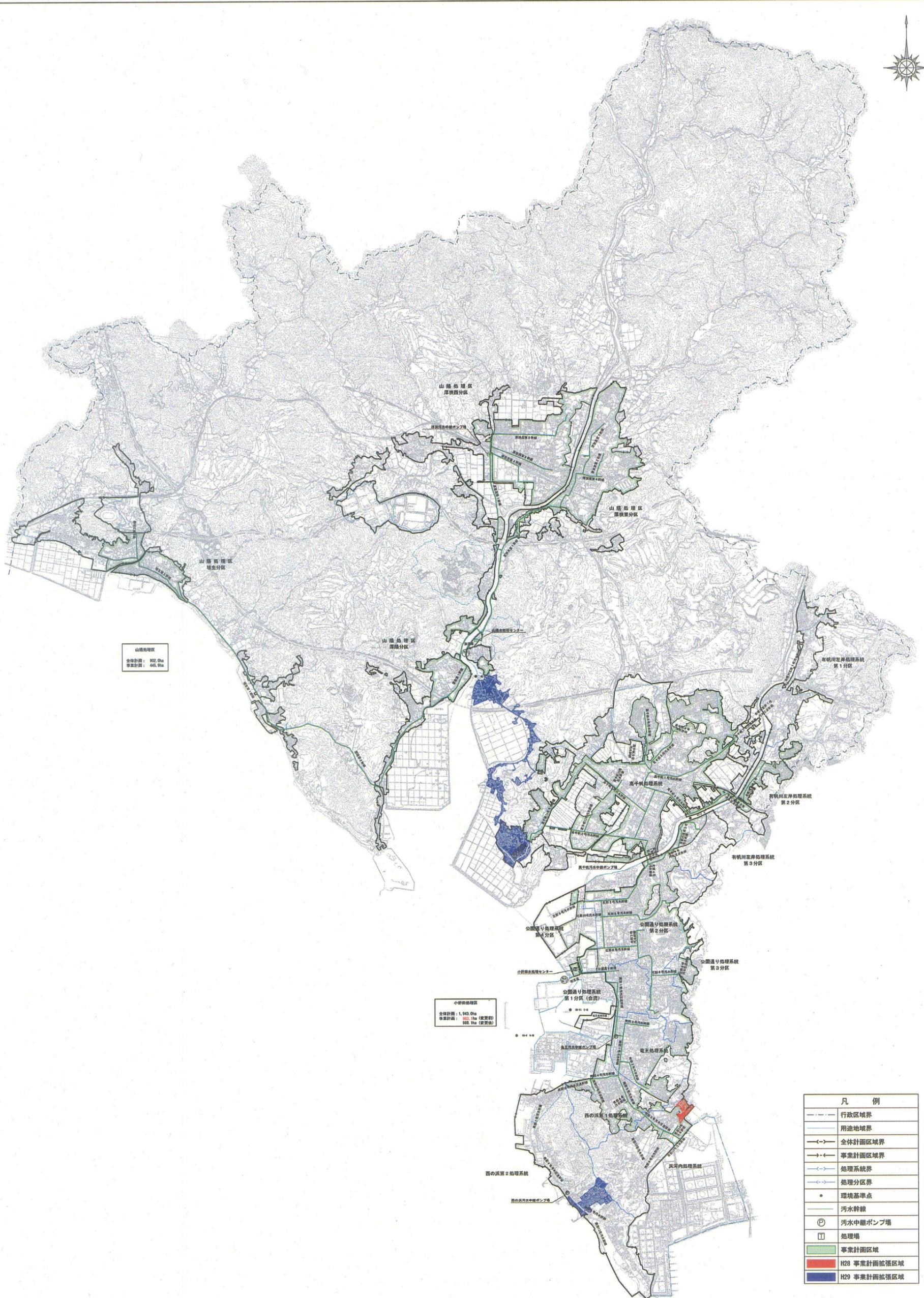
6厚狭第2污水枝線管敷設工事



H29工事予定箇所図 山陽処理区(2/2)

7 埴生第2污水枝線管敷設工事





山陽島嶼区
 全体計画：802.0ha
 事業計画：445.0ha

小野田島嶼区
 全体計画：1,943.0ha
 事業計画：812.0ha (使費前)
 988.0ha (使費後)

凡 例	
— — —	行政区境界
— — —	用途地域界
— — —	全体計画区域界
— — —	事業計画区域界
— — —	処理系統界
— — —	処理分区界
●	環境基準点
—	污水幹線
⊙	污水中継ポンプ場
□	処理場
■ (Green)	事業計画区域
■ (Red)	H28 事業計画拡張区域
■ (Blue)	H29 事業計画拡張区域

山陽小野田市公共下水道事業計画		1	2
一般平面図(污水)		縮尺 1/20,000	
山口県山陽小野田市	日本水工設計株式会社	平成 29年 月	
承認	設計		

山陽小野田市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 山陽小野田市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	小野田処理区: 昭和56年度 山陽処理区: 平成元年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適 (平成31年4月より地方公営企業法一部 適用予定)
処理区域内人口密度	32.9	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2処理区 (小野田処理区、山陽処理区)		
処理場数	2箇所 (小野田水処理センター、山陽水処理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成28年9月に「山陽小野田市汚水処理施設整備構想」の見直しを行った。見直しにあたっては、経済比較により集合処理と個別処理のどちらが有利なのかを判断し、公共下水道、農業集落排水、個別浄化槽それぞれの整備区域を決定した。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 : 10㎡まで 1,544.4円 従量使用料 : 10㎡を超え 20㎡まで 179.2円 (1㎡につき) : 20㎡を超え 50㎡まで 216 円 : 50㎡を超え100㎡まで 248.4円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場汚水 基本使用料 : 10㎡まで 1,544.4円 従量使用料 : 10㎡を超え 20㎡まで 179.2円 (1㎡につき) : 20㎡を超え 50㎡まで 216 円 : 50㎡を超え100㎡まで 43.2円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当なし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,992 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,610 円
	平成26年度	3,336 円		平成26年度	3,851 円
	平成27年度	3,336 円		平成27年度	3,922 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	平成17年の合併後、職員数が増加したが、山陽小野田市定員適正化計画に基づき定員管理の適正化に取り組んできた。また、あわせて給与の適正化も行った。平成27年度の人件費は平成17年度と比較して45%減、職員数は9人減の15人となっている。
事業運営組織	現在、建設部下水道課において公共下水道事業及び農業集落排水事業を所管している。下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の賦課・徴収業務を平成23年10月より水道局へ委任している。

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	2箇所の処理場及び3箇所の中継ポンプ場、雨水排水ポンプ場、マンホールポンプ全てにおいて維持管理業務を民間委託している。その他、雨水樹維持管理業務、樋門・ため池管理業務、自家用電気工作物保安管理業務、産業廃棄物分析業務、水質試験などを民間委託により実施している。
	イ 指定管理者制度	処理場等の維持管理業務について平成27年6月から平成30年5月までの委託契約を締結しており、指定管理者については導入予定はない。
	ウ PPP・PFI	現在のところ実施予定なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析 : 別紙1のとおり

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

2. 経営の基本方針

■事業執行について

本市は、少子高齢化や人口減少等のさまざまな課題に直面しているが、市民の生活環境の改善や公衆衛生の向上、河川・海などの公共用水域の保全のため、今後も下水道の整備を行う。整備にあたっては、平成28年度に見直しを行った「山陽小野田市汚水処理施設整備構想」に基づき、効率的かつ経済的に進めていく。具体的には、郊外型の大規模住宅団地や大規模公共施設等を優先的に整備し、使用料収入の確保を図る。

供用開始から、小野田処理区は35年、山陽処理区は27年が経過し、施設の老朽化が顕著であるが、既に策定済みの長寿命化計画に従い、優先順位の高い箇所から計画的に改築・更新を行っていく。

施設の維持管理等については、今後も民間委託を行い、業務の効率化及びコスト削減に努める。

■水洗化の促進

下水道事業を、市民の生活環境の改善及び経営の健全化を目的とした企業経営的な観点から効率的に展開するには、整備後、遅滞なく地域住民が水洗化することが必要である。現在、水洗化促進のための取組として、地域住民に対する説明会や個別訪問による説明、水洗化するための資金の融資あっせん及び利子補給等を行っているが、今後も積極的に広報を行い、水洗化率の向上に努める。

■収入の確保

財政基盤の強化のため、収入の確保を図る。使用料の賦課・徴収については平成23年10月より水道局へ事務を委任しており、収納率が向上している。今後も水道局と連携し、収納率の向上を図る。

■災害対応・危機管理について

今年度、「山陽小野田市下水道事業 業務継続計画」を策定した。災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。この計画に従い、平時から災害に備えることができる体制を整える。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙2のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・平成28年9月に見直しを行った「山陽小野田市汚水処理施設整備構想」に基づき、整備区域の拡大を図る。早期に整備を完了するためには、事業費を上乗せし集中的に取り組む必要があるが、事業費を上乗せすると単年度の負担が増えるだけでなく、地方債償還により後年度の負担も増大する恐れがあることから、事業費については平成29年度当初予算要求額と同等の金額を計上している。整備については、人口普及率を毎年0.5%向上させることを目標に整備に取り組む。

・老朽化が見られる処理場及び中継ポンプ場、管渠、マンホールポンプについて長寿命化計画を策定済みである。今後も優先順位の高い箇所から計画的に改築・更新を行っていく。

・浸水被害を防ぎ、市民の安全・安心を確保するため、高千帆地区の浸水対策事業を実施する。

・施設の老朽化対策と管渠の新規整備を同時に行うこととなるため、バランスを考慮した事業選定を行い、投資の平準化を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

・郊外型大規模住宅団地や大規模公共施設について優先的に整備を行い、使用料収入の確保に努める。整備に伴い人口普及率が向上し、使用料収入も増加する見込みである。

・使用料の収納率は、平成23年度より水道料金と一括徴収を導入したことにより、収納率の向上が見られた。現年度分の収納率については98.8%以上を目標とする。

・平成20年度と平成26年度に料金改定を実施した。経費回収率は改善してきているが、今後も経費節減と使用料収入の確保により経費回収率の改善に努める。

・企業債の借入は、投資負担を平準化し、世代間負担の公平を確保する機能があるが、今後の人口減少を踏まえ、将来世代に過度な負担を強いることがないよう充当率を抑制している。また、企業債への依存度を減らしていくため、各年度の企業債発行額は償還元金の範囲内としている。今後10年間で企業債残高は50億円以上減少する見込みである。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・平成31年4月より公営企業会計の適用を予定しており、現在移行業務を行っている。平成28年度から平成30年度まで、移行業務に必要な経費を計上している。

・2箇所の処理場及び3箇所の中継ポンプ場、雨水排水ポンプ場、マンホールポンプ全てにおいて維持管理業務を民間委託している。契約期間は平成27年6月から平成30年5月までであるが、その後も引き続き民間委託により実施する予定である。

・施設の老朽化に伴い、修繕費の増加が懸念されるが、異状に対して早期に対応することにより大規模修繕に至らないよう、点検作業の強化を図る。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>市内3箇所ある農業集落排水処理施設のうち、小野田西地区農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道の小野田処理区に接続する予定である。今後、接続箇所や処理施設の廃止に伴う財産処分について検討を行う。 下水道事業全体計画区域については、費用対効果の観点から新たな区域拡大は行わず、原則として合併浄化槽の設置推進により水洗化を進めていく方針である。 将来増大する改築需要に対応するため、施設全体の管理を最適化するストックマネジメントを平成31年頃までに導入する予定である。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>管渠整備・施設の長寿命化・浸水対策等の各事業を、公共下水道事業計画や社会資本総合整備計画に基づき実施する。早期に事業を完了するためには事業費を上乗せし、集中的に取り組む必要があるが、費用負担の平準化の観点から、投資については優先順位の高いものから年次的に行う。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>PPP/PFI等の導入は今後の検討課題である。引き続き情報収集に努める。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>該当なし</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>下水道使用料は、普及率の向上や近年の低金利による建築需要の増加により、年々増加してきている。今後も大規模住宅団地の取り込みによる普及率の向上や、大規模公共施設の水洗化により使用料収入の増加を見込んでいるが、人口減少の影響により伸びが鈍化する恐れもある。下水道事業は現在も一般会計からの多額の繰入金に頼った経営となっており、経営の健全化のためには使用料改定が必要である。使用料の改定は市民生活に多大な影響を及ぼすため、改定率については慎重に検討する。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>該当なし</p>
<p>その他の取組</p>	<p>使用料や受益者負担金は事業を実施する上で重要な財源であるため、収納率の向上のため、水道局や債権特別対策室と連携して滞納整理を行う。 施設の修繕や改築で発生したスクラップ等売り払うことにより財源の確保を図る。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>維持管理に関しては、今後も民間委託を行っていく予定であるが、PPP/PFI等の導入は今後の検討課題である。引き続き情報収集に努める。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>職員給与については、本市の給与制度による。今後企業会計を導入すれば、業務の執行に専門知識が必要となる。人事部局と連携し、業務に必要な人材育成や適正な職員配置を行う。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>機器の更新に際しては、インバータ制御、トップランナー機器を積極的に取り入れ、機器の効率化・省エネ化を行い動力費の抑制に努める。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>汚泥脱水用高分子凝集剤の選定については、単に価格により選定するのではなく、テーブルテスト等を実施し、含水率・汚泥処分費等を総合的に勘案し、最適な薬品を選定する。 水処理に関して、継続的に規制値を遵守できる運転管理体制及びノウハウを構築することで、放流水減菌剤を使用する必要がないように努める。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>日常点検または定期点検において早期に異状の兆候を発見し、早期に対処することで大規模修繕に至らないよう、点検作業の重視・強化を図る。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>現在民間委託により実施している処理場の維持管理に関して、委託範囲の見直し及び包括的民間委託への移行について検討する。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>該当なし</p>

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>毎年度進捗管理を行い、5年を目途に見直しを行うことにより、経営戦略の事後検証・更新を行う。 平成31年4月より地方公営企業法の一部適用を予定しているため、適用後には企業会計の考え方に基づき経営戦略の改定を行う予定である。</p>
----------------------------	---

経営比較分析表

山口県 山陽小野田市

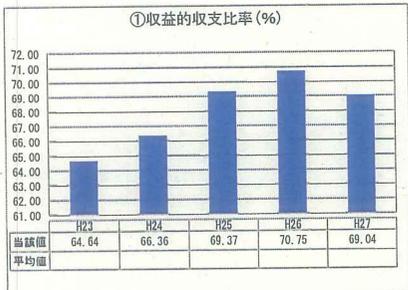
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	52.60	80.52	3,336

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
64,366	133.09	483.63
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
33,717	10.25	3,289.46

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【 平成27年度全国平均

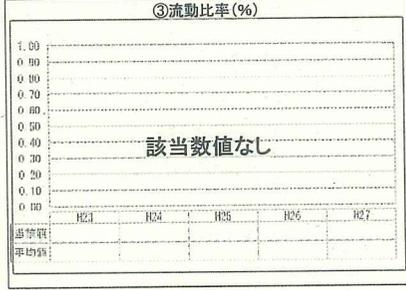
1. 経営の健全性・効率性



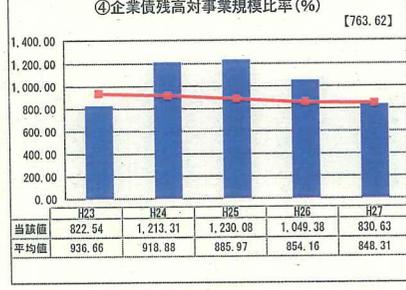
「単年度の収支」



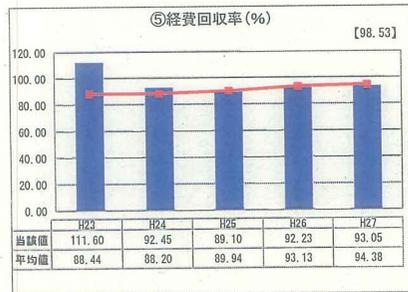
「累積欠損」



「支払能力」



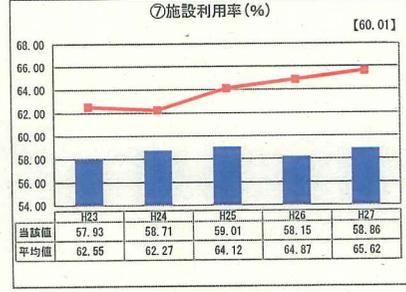
「債務残高」



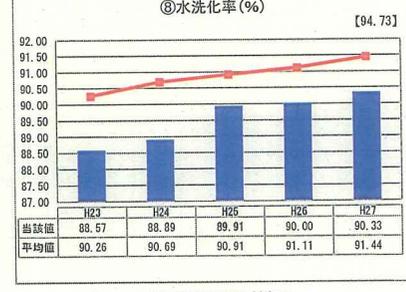
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

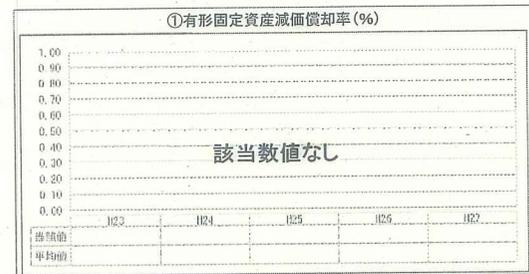


「施設の効率性」

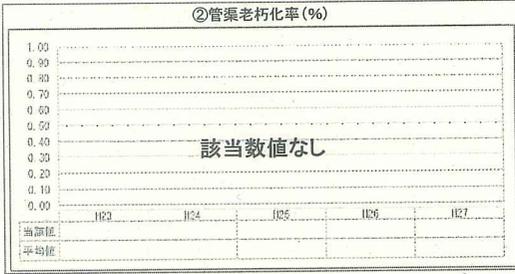


「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

「経費回収率」は類似団体と比較して平均的な数値となっているものの、「汚水処理原価」が高く、「施設利用率」が類似団体の平均値を下回っており、効率的な経営ができていないと判断される。地質的な要因により管渠整備費用が比較的高額となっていることが考えられる。「施設利用率」が低くなっている要因は、管渠整備を行い処理区域の拡大を図っているものの全体計画に対する進捗率が比較的低いことが考えられる。

「収益の収支比率」については、未だ100%を下回っている。普及率の向上や料金改定実施の効果もあり、年々改善してきたが、平成27年度については前年度を下回っている。これは、地方債償還金の増加と施設の老朽化に伴う修繕費の増加によるものである。「企業債残高対事業規模比率」が改善した要因は、料金収入に増加に伴う営業収益増加によるもので、今後も水洗化促進による水洗化率向上や、大型住宅団地の取り込みによる普及率向上などで、計画的に料金収入の増加に努めていく。

2. 老朽化の状況について

2箇所ある処理場のうち、小野田水処理センターについては、平成24年度に長寿命化計画を策定し、現在優先順位の高い設備より改築を行っている。管渠については平成26年度に長寿命化計画を策定し、平成28年度以降管渠更生工事を予定している。山陽水処理センター及び中継ポンプ場については27年度に長寿命化計画を策定し今後改築を予定している。

全体総括

現状では効率的な経営ができていないと判断されるが、経年比較すると多少の増減はあるものの改善傾向にある。今後も経営改善のため、普及率の向上、水洗化人口の増加を目指す。

管渠整備にあたっては、新たに事業計画区域に取り込んだ、郊外型の大規模団地を最優先で行う。その他の地域についても、将来世代の地方債償還金の負担の増大も考慮に入れ、より投資効果の高い地域を優先的に挙げる。

施設の老朽化対策と管渠の新規整備を同時に行うこととなるため、バランスを考慮した事業選定を行っていく。

また、平成31年4月に地方公営企業会計を導入して適正な固定資産の把握や施設管理を予定している。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益の収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

収支計画(※)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1,457,317	1,492,376	1,528,457	1,578,707	1,581,638	1,580,064	1,631,479	1,643,194	1,650,231	1,640,596	1,634,569	1,627,174	1,616,212		
		(1) 営 業 収 益 (B)	743,835	760,928	765,132	779,121	797,963	798,849	810,018	816,917	815,422	812,169	807,015	807,258	810,091	
		ア 料 金 収 入	580,081	595,121	599,000	613,662	633,813	648,162	656,886	662,910	664,402	667,728	669,663	673,737	677,811	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他	163,754	165,807	166,132	165,459	164,150	150,687	153,132	154,007	151,020	144,441	137,352	133,521	132,280	
		(2) 営 業 外 収 益	713,482	731,448	763,325	799,586	783,675	781,215	821,461	826,277	834,809	828,427	827,554	819,916	806,121	
		ア 他 会 計 繰 入 金	708,805	730,541	761,905	798,784	782,925	780,465	820,711	825,527	834,059	827,677	826,804	819,166	805,371	
	イ そ の 他	4,677	907	1,420	802	750	750	750	750	750	750	750	750	750		
	2 総 費 用 (D)	762,803	794,907	749,957	717,816	684,745	641,937	619,442	596,007	573,671	554,298	538,137	524,917	513,814		
		(1) 営 業 費 用	352,859	411,465	400,146	398,125	393,296	376,900	377,900	378,900	379,900	380,900	381,900	382,900	384,000	
		ア 職 員 給 与 費	50,409	49,536	71,025	66,224	66,300	66,300	66,300	66,300	66,300	66,300	66,300	66,300	66,300	
		うち 退 職 手 当														
		イ そ の 他	302,450	361,929	329,121	331,901	326,996	310,600	311,600	312,600	313,600	314,600	315,600	316,600	317,700	
		(2) 営 業 外 費 用	409,944	383,442	349,811	319,691	291,449	265,037	241,542	217,107	193,771	173,398	156,237	142,017	129,814	
ア 支 払 利 息		409,944	383,442	349,811	319,691	291,449	265,037	241,542	217,107	193,771	173,398	156,237	142,017	129,814		
うち 一 時 借 入 金 利 息																
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	694,514	697,469	778,500	860,891	896,893	938,127	1,012,037	1,047,187	1,076,560	1,086,298	1,096,432	1,102,257	1,102,398			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,279,557	1,395,442	1,409,111	1,417,137	1,382,188	1,213,267	1,201,943	1,208,395	1,167,530	1,093,950	1,009,954	1,167,267	1,262,789		
		(1) 地 方 債	840,800	908,400	880,400	866,100	846,300	688,200	678,800	678,800	649,200	588,800	511,400	564,700	597,600	
		うち 資 本 費 平 準 化 債	571,700	582,200	458,500	409,100	378,800	225,200	211,400	218,100	181,900	121,500	48,700	5,200		
		(2) 他 会 計 補 助 金	103,694	109,851	108,741	126,691	118,888	105,067	103,143	111,595	100,330	87,150	80,554	84,567	97,189	
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	303,685	342,358	391,977	397,850	390,000	390,000	390,000	390,000	390,000	390,000	390,000	490,000	540,000	
	(6) 工 事 負 担 金	22,850	34,833	27,993	24,965	27,000	30,000	30,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000		
	(7) そ の 他	8,528		1,531												
	2 資 本 的 支 出 (G)	2,084,813	2,239,351	2,300,731	2,375,628	2,381,581	2,228,494	2,284,580	2,320,682	2,304,190	2,236,848	2,159,486	2,322,624	2,418,287		
		(1) 建 設 改 良 費	787,823	872,499	880,582	934,331	929,500	929,500	929,500	929,500	929,500	929,500	929,500	1,129,500	1,229,500	
		うち 職 員 給 与 費	60,061	58,992	44,187	45,474	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,296,990	1,366,852	1,420,149	1,441,297	1,452,081	1,298,994	1,355,080	1,391,182	1,374,690	1,307,348	1,229,986	1,193,124	1,188,787	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 805,256	△ 843,909	△ 891,620	△ 958,491	△ 999,393	△ 1,015,227	△ 1,082,637	△ 1,112,287	△ 1,136,660	△ 1,142,898	△ 1,149,532	△ 1,155,357	△ 1,155,498			

収支計画(※)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引	(E)+(I) (J)	△ 110,742	△ 146,440	△ 113,120	△ 97,600	△ 102,500	△ 77,100	△ 70,600	△ 65,100	△ 60,100	△ 56,600	△ 53,100	△ 53,100	△ 53,100
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	28,202	38,160	3,720										
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)	120,700	112,000	109,400	97,600	102,500	77,100	70,600	65,100	60,100	56,600	53,100	53,100	53,100
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	38,160	3,720		0	0		△ 0	0	0	△ 0	△ 0		0
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)	18,003	2,515											
実質収支	黒字 (R)	20,157	1,205											
	赤字 (S)													
赤字比率	(S) / (B)-(C) × 100													
収益的収支比率	(A) / (D)+(H) × 100													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(T)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (U)	743,835	760,928	765,132	779,121	797,963	798,849	810,018	816,917	815,422	812,169	807,015	807,258	810,091
地方財政法による資金不足の比率	((T)/(U) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(X)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((V)/(X) × 100)													
他会計借入金残高	(Y)													
地方債残高	(Z)	19,405,785	19,059,333	18,628,984	18,151,387	17,648,106	17,114,412	16,508,732	15,861,450	15,196,060	14,534,112	13,868,626	13,293,302	12,755,215

○他会計繰入金

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		708,805	730,541	761,905	798,784	782,925	780,465	820,711	825,527	834,059	827,677	826,804	819,166	805,371
うち基準内繰入金		708,805	730,541	761,905	798,784	782,925	780,465	820,711	825,527	834,059	827,677	826,804	819,166	805,371
うち基準外繰入金														
資本的収支分		103,694	109,851	108,741	126,691	118,888	105,067	103,143	111,595	100,330	87,150	80,554	84,567	97,189
うち基準内繰入金		55,666	61,482	60,944	63,056	65,188	51,567	54,143	53,895	49,330	35,900	26,554	38,867	44,689
うち基準外繰入金		48,028	48,369	47,797	63,635	53,700	53,500	49,000	57,700	51,000	51,250	54,000	45,700	52,500
合 計		812,499	840,392	870,646	925,475	901,813	885,532	923,854	937,122	934,389	914,827	907,358	903,733	902,560

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。

山陽小野田市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 山陽小野田市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	小野田西:平成7年度 仁保の上:平成11年度 福田:平成10年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適 (平成31年4月より地方公営企業法一部適用予定)
処理区域内人口密度	24.7	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	3処理区 (小野田西地区、仁保の上地区、福田地区)		
処理場数	3箇所 (小野田西地区、仁保の上地区、福田地区)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成28年9月に「山陽小野田市污水処理施設整備構想」の見直しを行った。見直しにあたっては、経済比較により 集合処理と個別処理のどちらが有利なのかを判断し、公共下水道、農業集落排水、個別浄化槽それぞれの整備区域 を決定した。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 : 10m ³ まで 1,544.4円 従量使用料 : 10m ³ を超え20m ³ まで 179.2円 (1m ³ につき) : 20m ³ を超え50m ³ まで 216円 : 50m ³ を超え100m ³ まで 248.4円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場汚水 基本使用料 : 10m ³ まで 1,544.4円 従量使用料 : 10m ³ を超え20m ³ まで 179.2円 (1m ³ につき) : 20m ³ を超え50m ³ まで 216円 : 50m ³ を超え100m ³ まで 43.2円		
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当なし		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 2,992円 平成26年度 3,336円 平成27年度 3,336円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,332円 平成26年度 3,606円 平成27年度 3,667円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	現在、公共下水道事業と兼務のため人件費を計上していない。今後は、公共下水道事業とあわせて下水道事業全体として適正な人員配置を行い、人件費の計上についても検討する。
事業運営組織	現在、建設部下水道課において公共下水道事業及び農業集落排水事業を所管している。下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の賦課・徴収業務を平成23年10月より水道局へ委任している。

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	3箇所ある処理場及びマンホールポンプの維持管理については民間委託を行っている。
	イ 指定管理者制度	民間委託を継続する予定であり、指定管理者制度については実施予定なし。
	ウ PPP・PFI	現在のところ実施予定なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析 : 別紙 1 のとおり

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

2. 経営の基本方針

■事業の執行について

本市の農業集落排水事業は、農業用水域の水質保全及び農村地域の生活環境の改善を図ることを目的に、平成3年に事業に着手し平成11年に整備が完了しており、現在は施設の維持管理業務を行っている。

3箇所ある処理場については供用開始から20年近く経過し機能低下が認められるため、機能診断調査を実施し、最適整備構想を策定済みである。今後、緊急度の高い箇所から改築・更新を実施する。

■収入の確保について

財政基盤の強化のためには、収入の確保が不可欠である。使用料の賦課・徴収については平成23年10月より水道局へ事務を委任しており、高い収納率を維持している。今後も水道局と連携し、使用料収入の確実な徴収に努める。

現在、市内全域で人口減少が進んでおり、農業集落排水処理人口の減少も見込まれるが、使用料収入の確保が重要である。水洗化率の向上や新規加入の促進に向けた取組を行っていく。

■災害対応について

災害時における農業集落排水機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。平時から、災害に備えることができる体制を整える。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙2のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・平成22年～23年度にかけて処理施設の機能診断調査を行い、策定した最適整備構想に基づき処理場の改築・更新を実施する。平成30年度より福田地区処理施設、平成32年度より仁保の上地区処理施設の改築に着手する計画である。改築・更新については、単年度で全て行うのではなく、年次的に実施し投資の平準化を図る。

・管渠については耐用年数が経過した箇所はなく、改築等の必要性はないが、維持管理・点検等を適切に行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

・今後処理区域内人口の減少が見込まれることから、使用料収入についても減少する見込みである。使用料収入の確保のため、水洗化率の向上や新規加入の促進に向けた取組が必要である。

・地方債償還金については、現在までに借り入れた地方債に関する償還金と、改築・更新のために新たに借り入れる地方債の償還額を加えて算出している。

・一般会計からの繰入金については、現在のところ基準内の繰入のみで賄っている。今後は地方債償還金が減少する見込みであるため、繰入金についても減少が見込まれる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・平成31年4月より公営企業会計の適用を予定しており、現在移行業務を行っている。平成28年度から平成30年度まで、移行業務に必要な経費を計上している。

・施設の維持管理については現在民間委託しており、今後も引き続き民間委託により実施する予定である。

・施設の老朽化に伴い、修繕費の増加が懸念されるが、異状に対して早期に対応することにより大規模修繕に至らないよう、点検作業の強化を図る。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	市内3箇所ある農業集落排水処理施設のうち、小野田西地区農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道の小野田処理区へ接続する予定である。今後、接続箇所や処理施設廃止に伴う財産処分について検討する。
投資の平準化に関する事項	福田処理区、仁保の上処理区については、処理場の改築・更新が必要となってくるが、優先順位の高い箇所から年次的に実施し、投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PPP/PFI等の導入は今後の検討課題である。引き続き情報収集に努める。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在、経費回収率が100%となっており、汚水処理経費は全額使用料で回収できている。しかし、今後は処理区域内人口の減少により使用料収入の減少も見込まれることから、使用料の改定が必要となることが予想される。公共下水道事業と同じ料金体系を採用していることから、改定については公共下水道事業とあわせて検討する。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	維持管理に関しては、今後も民間委託を行っていく予定であるが、PPP/PFI等の導入は今後の検討課題である。引き続き情報収集に努める。
職員給与費に関する事項	職員給与については、本市の給与制度による。現在は人件費は計上していないが、業務に必要な人材育成や適正な職員配置を行い、人件費の計上について検討する。
動力費に関する事項	施設の更新時には、動力費が削減できる機器の整備を検討する。
薬品費に関する事項	必要な分を一括購入するなど、なるべく経費を抑えるよう努力する。
修繕費に関する事項	日常点検または定期点検において早期に異状の兆候を発見し、早期に対処することで大規模修繕に至らないよう、点検作業の重視・強化を図る。
委託費に関する事項	現在民間委託により実施している処理場の維持管理に関して、委託範囲の見直し及び包括的民間委託への移行について検討する。
その他の取組	該当なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行い、5年を目途に見直しを行うことにより、経営戦略の事後検証・更新を行う。平成31年4月より地方公営企業法の一部適用を予定しているため、適用後には企業会計の考え方に基づき経営戦略の改定を行う予定である。
---------------------	---

経営比較分析表

山口県 山陽小野田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)
-	該当数値なし	2.66	97.70	3,336

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
64,366	133.09	483.63
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
1,702	0.69	2,466.67

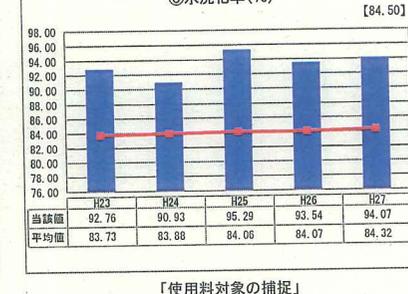
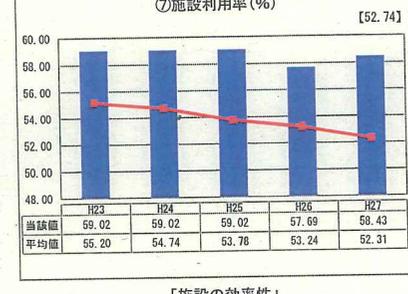
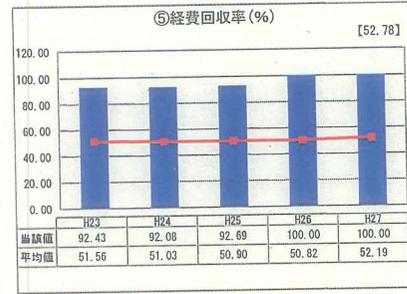
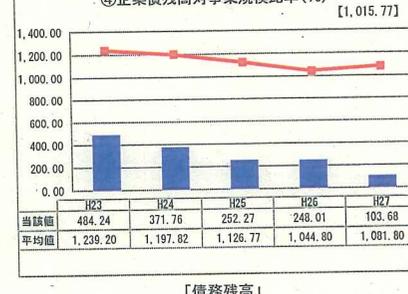
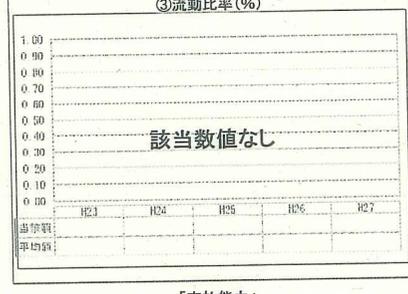
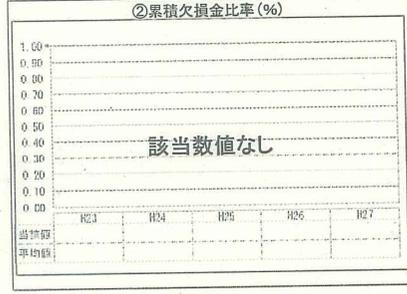
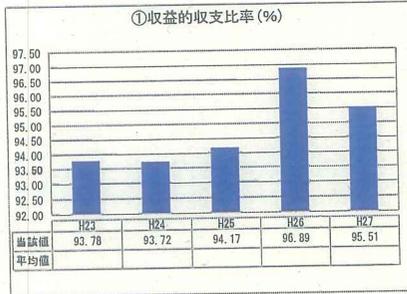
グラフ凡例
 ■ 当該団体値 (当該値)
 - 類似団体平均値 (平均値)
 [] 平成27年度全国平均

分析欄

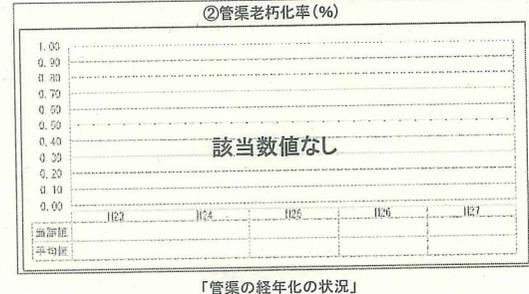
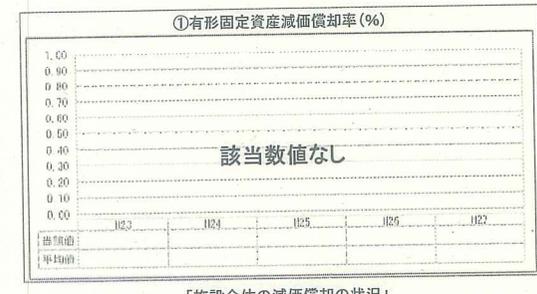
1. 経営の健全性・効率性について

「経費回収率」、「施設利用率」、「水洗化率」全てにおいて類似団体の平均値を上回っており、「汚水処理原価」については平均値を下回っているため、比較的効率的な経営ができていると言える。「経費回収率」が平均値を上回っている要因としては、平成23年度より水道料金との徴収一元化がおこなったことにより収納率が向上したこと、また、平成26年度に料金改定を行い料金収入が増加したことが考えられる。「汚水処理原価」が平均値を下回っているのは、3箇所ある処理施設の維持管理を全て民間委託していることが経費削減につながっているものと考えられる。「収益的収支比率」が平成26年度より下回っているのは、総費用の修繕費増加によるものである。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



2. 老朽化の状況について

3箇所ある処理施設は全て供用開始から15年以上が経過し、施設の老朽化による機能低下が認められる。緊急度の高い箇所から改築・更新を実施する予定である。管渠については、耐用年数を超過した箇所はなく、現在のところ、老朽化対策の必要はない。

全体総括

現在は、比較的効率的な経営ができているが、今後処理区域内人口の減少が予測されるため、水洗化率の一層の向上や新規加入の促進など、経営改善に向けた取組を引き続き行っていく必要がある。また、平成31年4月に地方公営企業会計を導入して適正な固定資産の把握や施設管理を予定している。今後は小野田西地区処理施設の公共下水への取り込みを検討しており、農業集落排水事業の経営状況の見直しも必要となる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	81,578	83,409	81,449	79,005	76,200	76,228	75,849	73,528	68,317	64,278	54,442	43,301	34,902	
		(1) 営 業 収 益 (B)	25,446	25,888	25,500	24,830	24,984	25,137	25,060	24,984	24,907	24,831	24,755	24,679	24,602	
		ア 料 金 収 入	25,445	25,888	25,500	24,830	24,984	25,137	25,060	24,984	24,907	24,831	24,755	24,679	24,602	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他	1													
		(2) 営 業 外 収 益	56,132	57,521	55,949	54,175	51,216	51,091	50,789	48,544	43,410	39,447	29,687	18,622	10,300	
		ア 他 会 計 繰 入 金	56,132	57,521	55,949	54,175	51,216	51,091	50,789	48,544	43,410	39,447	29,687	18,622	10,300	
		イ そ の 他														
		2 総 費 用 (D)	36,455	38,810	37,841	35,690	36,100	30,000	28,380	26,737	25,107	23,657	22,311	21,460	20,935	
		(1) 営 業 費 用	19,228	23,036	23,568	22,944	24,888	20,334	20,326	20,318	20,310	20,302	20,294	20,286	20,278	
		ア 職 員 給 与 費 うち 退 職 手 当														
		イ そ の 他	19,228	23,036	23,568	22,944	24,888	20,334	20,326	20,318	20,310	20,302	20,294	20,286	20,278	
		(2) 営 業 外 費 用	17,227	15,774	14,273	12,746	11,212	9,666	8,054	6,419	4,797	3,355	2,017	1,174	657	
		ア 支 払 利 息 うち 一 時 借 入 金 利 息	17,227	15,774	14,273	12,746	11,212	9,666	8,054	6,419	4,797	3,355	2,017	1,174	657	
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	45,123	44,599	43,608	43,315	40,100	46,228	47,469	46,791	43,210	40,621	32,131	21,841	13,967			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	3,219	3,279	3,340	3,402	5,965	13,529	24,095	13,662	21,730	3,799	3,870	3,942	4,015	
		(1) 地 方 債 うち 資 本 費 平 準 化 債						4,500	8,100	4,500	8,100					
		(2) 他 会 計 補 助 金	3,219	3,279	3,340	3,402	4,715	4,029	5,745	4,162	4,630	3,799	3,870	3,942	4,015	
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金					1,250	5,000	10,250	5,000	9,000					
		(6) 工 事 負 担 金														
		(7) そ の 他														
		2 資 本 的 支 出 (G)	47,742	48,314	48,950	49,417	51,685	59,757	71,564	60,453	64,940	44,420	36,001	25,783	17,982	
		(1) 建 設 改 良 費 うち 職 員 給 与 費					2,500	10,000	20,500	10,000	18,000					
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	47,742	48,314	48,950	49,417	49,185	49,757	51,064	50,453	46,940	44,420	36,001	25,783	17,982	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
		(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 44,523	△ 45,035	△ 45,610	△ 46,015	△ 45,720	△ 46,228	△ 47,469	△ 46,791	△ 43,210	△ 40,621	△ 32,131	△ 21,841	△ 13,967			

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引	(E)+(I) (J)	600	△ 436	△ 2,002	△ 2,700	△ 5,620								
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	138	738	302										
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)			1,700	2,700	5,620								
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	738	302											
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)													
実質収支	黒字 (R)	738	302											
	赤字 (S)													
赤字比率	$\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(T)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (U)	25,446	25,888	25,500	24,830	24,984	25,137	25,060	24,984	24,907	24,831	24,755	24,679	24,602
地方財政法による 資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$													
他会計借入金残高	(Y)													
地方債残高	(Z)	519,510	471,196	423,946	377,229	333,664	288,407	245,443	199,490	160,650	116,230	80,229	54,446	36,464

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		56,132	57,521	55,949	54,175	51,216	51,091	50,789	48,544	43,410	39,447	29,687	18,622	10,300
うち基準内繰入金		55,533	57,521	55,949	54,175	51,216	51,091	50,789	48,544	43,410	39,447	29,687	18,622	10,300
うち基準外繰入金		599												
資本的収支分		3,219	3,279	3,340	3,402	4,715	4,029	5,745	4,162	4,630	3,799	3,870	3,942	4,015
うち基準内繰入金		3,219	3,279	3,340	3,402	3,465	3,529	3,595	3,662	3,730	3,799	3,870	3,942	4,015
うち基準外繰入金						1,250	500	2,150	500	900				
合計		59,351	60,800	59,289	57,577	55,931	55,120	56,534	52,706	48,040	43,246	33,557	22,564	14,315

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調 査 事 項	調査期間
産業建設 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・道路行政に関すること ・商業の振興に関すること <ul style="list-style-type: none"> (1) 厚狭駅前・セメント町地区の活性化について (2) 地元企業、商店の活用、空き店舗対策について (3) 小野田駅前地区の整備促進について (4) プレミアム付商品券及び地域通貨について ・公共交通に関すること <ul style="list-style-type: none"> (1) デマンド交通システムについて (2) J R美祢線・小野田線、並びに新幹線厚狭駅の 利用促進について (3) 駐車場事業について (4) 地域公共交通計画について ・コンパクトシティ事業に関すること ・観光行政に関すること <ul style="list-style-type: none"> (1) 交流、観光施設を利用したまちづくりについて (2) 観光資源の有効利用について ・企業誘致に関すること ・中小企業振興に関すること ・農林水産に関すること ・水道事業に関すること ・下水道事業に関すること <ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道認可区域について 	平成29年6月 定例会前日まで 継続して閉会中 調査する